

関税暫定措置法基本通達

令和7年3月31日現在

昭和48年8月15日蔵関第1150号

改正 昭和49年5月8日蔵関第633号
改正 昭和50年5月22日蔵関第532号
改正 昭和51年3月31日蔵関第336号
改正 昭和51年9月9日蔵関第939号
改正 昭和52年3月30日蔵関第299号
改正 昭和53年3月30日蔵関第308号
改正 昭和53年9月21日蔵関第915号
改正 昭和54年3月31日蔵関第319号
改正 昭和55年3月31日蔵関第369号
改正 昭和55年12月25日蔵関第1353号
改正 昭和55年12月27日蔵関第1360号
改正 昭和56年3月31日蔵関第345号
改正 昭和57年3月31日蔵関第346号
改正 昭和57年5月31日蔵関第623号
改正 昭和58年4月26日蔵関第402号
改正 昭和59年3月31日蔵関第332号
改正 昭和59年10月17日蔵関第1051号
改正 昭和60年3月29日蔵関第321号
改正 昭和60年12月21日蔵関第1306号
改正 昭和61年3月31日蔵関第350号
改正 昭和61年6月6日蔵関第587号
改正 昭和62年3月31日蔵関第328号
改正 昭和62年12月17日蔵関第1273号
改正 平成元年3月31日蔵関第324号
改正 平成元年3月31日蔵関第326号
改正 昭和62年12月25日蔵関第1306号
改正 昭和63年3月31日蔵関第310号
改正 昭和63年3月31日蔵関第318号
改正 平成2年3月30日蔵関第294号
改正 平成3年3月28日蔵関第231号

改正	平成3年4月1日蔵関第243号
改正	平成4年3月31日蔵関第303号
改正	平成4年6月19日蔵関第561号
改正	平成4年6月19日蔵関第576号
改正	平成5年3月31日蔵関第348号
改正	平成5年11月17日蔵関第1094号
改正	平成6年3月31日蔵関第331号
改正	平成7年3月31日蔵関第296号
改正	平成7年3月31日蔵関第297号
改正	平成7年12月27日蔵関第1046号
改正	平成8年3月18日蔵関第210号
改正	平成8年3月31日蔵関第273号
改正	平成8年7月19日蔵関第582号
改正	平成9年3月31日蔵関第290号
改正	平成10年3月31日蔵関第278号
改正	平成11年3月31日蔵関第254号
改正	平成12年3月31日蔵関第235号
改正	平成12年8月10日蔵関第652号
改正	平成13年1月6日財関第4号
改正	平成13年3月28日財関第253号
改正	平成13年3月31日財関第265号
改正	平成13年12月14日財関第1005号
改正	平成14年3月31日財関第253号
改正	平成15年3月31日財関第346号
改正	平成16年3月31日財関第349号
改正	平成17年3月16日財関第346号
改正	平成17年3月31日財関第424号
改正	平成18年3月31日財関第395号
改正	平成18年7月10日財関第832号
改正	平成19年3月31日財関第420号
改正	平成19年6月29日財関第893号
改正	平成19年9月20日財関第1207号
改正	平成20年3月31日財関第346号
改正	平成20年11月18日財関第1331号
改正	平成20年11月28日財関第1393号
改正	平成21年3月31日財関第368号

改正	平成23年3月31日財関第411号
改正	平成23年6月30日財関第746号
改正	平成23年12月21日財関第1418号
改正	平成24年3月31日財関第321号
改正	平成24年6月29日財関第685号
改正	平成24年9月19日財関第944号
改正	平成25年6月24日財関第731号
改正	平成26年3月31日財関第318号
改正	平成27年1月9日財関第33号
改正	平成27年3月31日財関第341号
改正	平成28年2月29日財関第270号
改正	平成28年3月31日財関第403号
改正	平成28年4月20日財関第528号
改正	平成28年12月27日財関第1558号
改正	平成29年3月31日財関第442号
改正	平成29年4月24日財関第570号
改正	平成29年6月30日財関第868号
改正	平成30年3月31日財関第465号
改正	平成30年12月21日財関第1692号
改正	平成31年3月30日財関第437号
改正	令和元年6月13日財関第784号
改正	令和元年12月13日財関第1689号
改正	令和2年3月31日財関第415号
改正	令和2年3月31日財関第417号
改正	令和2年12月11日財関第1088号
改正	令和3年3月31日財関第260号
改正	令和3年3月31日財関第262号
改正	令和3年7月1日財関第500号
改正	令和3年12月17日財関第919号
改正	令和3年12月20日財関第900号
改正	令和4年6月20日財関第469号
改正	令和5年3月31日財関第272号
改正	令和5年3月31日財関第273号
改正	令和6年3月31日財関第258号
改正	令和6年4月2日財関第325号
改正	令和7年3月24日財関第263号

関税暫定措置法基本通達

(関係法令等の略称)

0—1 この通達における関係法令等の略称は、それぞれ次による。

- (1) 関税暫定措置法（昭和35年法律第36条）…………… 法
- (2) 関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）…………… 令
- (3) 関税暫定措置法施行規則（昭和44年大蔵省令第39号）…………… 規則
- (4) 関税定率法（明治43年法律第54号）…………… 定率法
- (5) 関税定率法施行令（昭和29年政令第155号）…………… 定率法施行令
- (6) 関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）…………… 定率法基本通達

第1節 暫定税率

(暫定税率を適用する バイオエタノール等の証明書の取扱い)

2—1 法別表第一第2207. 10号の1の(2)のBに掲げるエチルアルコール（エタノール）のうちバイオマスから製造したもの（エチルーターシャリーブチルエーテルの製造の用に供するものに限る。）、同表第2909. 19号に掲げるエチルーターシャリーブチルエーテルのうちバイオマスから製造したエタノールを原料として製造したもの及び同表第39. 01項に掲げるバイオポリエチレン（以下「バイオエタノール等」という。）に係る令第4条第1項に規定する証明書（以下「証明書」という。）が、同項の規定により、その輸入申告（特例申告貨物（関税法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下この節において同じ。）にあっては、特例申告。以下この節において「輸入申告等」という。）の際に提出された場合の取扱いは、次による。

なお、当該証明書は、「エチルアルコール（エタノール）のうちバイオマスから製造したもの及びエチルーターシャリーブチルエーテルのうちバイオマスから製造したエチルアルコール（エタノール）を原料として製造したものの証明書の発給に関する省令」（平成20年経済産業省令第28号）第2条の規定又は「エチレンの重合体のうちバイオマスから製造したものの証明書の発給に関する省令」（平成31年経済産業省令第42号）第2条の規定により経済産業大臣が交付することとされているので留意する。

- (1) 当該証明書に押なつされた経済産業大臣の印を確認する。
- (2) 当該証明書と「輸入（納税）申告書」（C—5020）又は「特例申告書（関税法第7条の2第1項に規定する特例申告書をいう。）」（以下この節において「輸入（納税）申告書等」という。）との対査確認は、次に掲げる方法により行う。

イ 証明書の「申請者」欄に記載された氏名等と輸入（納税）申告書等に記載された輸入者の氏名等との対査確認。

ロ 証明書の「輸入数量」及び「仕入書番号」欄に記載された事項と輸入（納税）申告書等に記載されているこれらの事項に対応する事項との対査確認。

- (3) 証明書に記載されたバイオエタノール等の全量について輸入申告等がされた場合は、証明書の余白部分に審査印（C—5000）を押なつし、輸入（納税）申告書等とともに

保管するものとする。

なお、証明書に記載されたバイオエタノール等の一部について輸入申告等がされた場合の取扱い、次による。

イ 証明書及びその写しを輸入申告等の際に提出する。

ロ 証明書及びその写しの裏面に、当該申告に係る輸入（納税）申告書等の番号、輸入数量、当該証明書に係る輸入数量の残数量及びその他必要事項を記載する。

ハ 証明書及びその写しに、審査印（C－5000）を押なつし、証明書については申告者に返付するとともに、その写しについては、輸入（納税）申告書等とともに保管する。

ニ 当該証明書に係る輸入数量の全量について輸入通関が終了した場合には、当該証明書を最後の輸入（納税）申告書等とともに保管することとなるので留意する。

[追加：平20第346号]

[一部改正：平28第403号、平30第465号、平31第437号]

（石油化学製品製造用揮発油等の取扱い）

2—1 法別表第一第2710.12号の1の(1)のC及び第2710.20号の1の(1)のC並びに第2710.12号の1の(2)のBの(2)、第2710.19号の1の(1)のBの(2)及び第2710.20号の1の(2)のBの(2)並びに第2710.12号の1の(3)、第2710.19号の1の(2)及び第2710.20号の1の(3)に掲げる揮発油、灯油又は軽油（以下この項において「揮発油等」という。）から製造されるベンゼン、トルエン又はキシレン（以下この項において「BTX」という。）及び副産物であるラフィネート等（BTX 留分を含む抽出残油をいう。）が、ガソリン添加用として使用される場合においては、令第5条第1号又は第6条の規定に基づき、その使用相当量の揮発油等は軽減税率の適用対象から除外されるので留意する。なお、当該 BTX 及びラフィネート等の使用相当分の揮発油等の数量については、次により算出する。

(1) ガソリン添加用として使用された BTX に相当する揮発油等の数量

$$\frac{\text{ガソリン添加用として使用する BTX の数量}}{\text{ガソリン添加用として使用する BTX の比重}} \times \frac{\text{ガソリン添加用として使用する BTX の比重}}{\text{揮発油等の比重}}$$

(2) ガソリン添加用として使用されたラフィネート等の混合物に相当する揮発油等の数量

$$\frac{\text{ガソリン添加用として使用するラフィネート等の数量}}{\text{ガソリン添加用として使用するラフィネート等の比重}} \times \left[\frac{\text{BTX の混合割合 (百分率)}}{\text{合 (百分率)}} - 3.0\% \text{ [BTX の抽出 不能分]} \right]$$

(注1) 数量については、いずれもリットル位未満の端数は切り捨てる。

(注2) (2)における BTX の混合割合の百分率は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで算出する。

[追加：平30第465号]

第2節 削除

第3節 削除

第4節 航空機部分品等の免税

(航空機部分品等の免税手続及び工場の承認手続等)

4—1 法第4条の規定による航空機に使用する部分品、宇宙開発の用に供する物品並びに航空機、航空機に使用する部分品及び宇宙開発の用に供する物品の製作に使用する素材（以下この節において「航空機部分品等」という。）の免税手続及び工場の承認の手続等については、次による。

なお、「航空機」とは、関税定率法別表第88.02 項のうち宇宙飛行体及び打上げ用ロケットを除くもの及び同法別表第88.06項のうち航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機に該当するものとする。

(1) 令第7条((免税の対象となる物品の指定))及び規則第1条の4((本邦で製作が困難な素材の指定))に規定する「部分品」には、当該部分品の一部を構成する物品も含まれる。

なお、令第7条第2号に掲げる物品は、当該物品の機能（補助的機能を含む。以下同じ。）を分担する機器群（制御部分及び計器を含む。）をいい、当該物品の機能を分担しない機器及び調整用機器を含まないので留意する（規則第1条の4においても同様とする。）。)

(2) 令第8条第1項((航空機部分品等の免税手続))に規定する書面は、「機械類等免税明細書」(T—1270)とし、2通（原本、事後確認用）(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。(関税法基本通達7—4参照))を輸入（納税）申告書（C—5020）又は特例申告書（関税法（昭和29年法律第61号）第7条の2第1項((申告の特例))に規定する特例申告書をいう。以下同じ。))に添付して提出させる。

この場合において、その受理税関官署と当該免税明細書に係る貨物の使用場所の所在地を所轄する税関官署とが異なるときは、うち1通（事後確認用）を当該貨物の使用場所の所在地を所轄する税関官署へ送付する。

なお、規則第1条の4に規定する確認を受けた物品については、後記4—3の(5)の確認書を提示させることを要する（規則第3条((確認を受けた本邦で製作が困難な素材の免税の手続))）ので、留意する。

(3) 免税の適用を受けようとする物品が、令第7条第3号又は第5号((金属素材又は合成樹脂素材のうち本邦において製作することが困難なもので財務省令で定めるもの))に掲げる金属素材又は合成樹脂素材（規則第1条の4に掲げる物品）である場合には、上記(2)の明細書の提出は、法第4条に規定する工場についての税関長の承認の申請手続を兼ねるものとし、上記(2)の明細書の提出通数に1通（承認書用）を加えさせ、当該承認をしたときは、当該承認書用に承認印（C—5006）を押なつて申請者に交付す

る。

- (4) 上記(3)の承認を行うに際して、輸入申告をする税関官署と工場の所在地を所轄する税関官署とが異なるときは、輸入申告をする税関官署は、工場の所在地を所轄する税関官署に当該工場について調査を依頼し、その結果に基づいて承認の適否を決定するものとする。ただし、当該工場がすでに法第4条に規定する税関長の承認を受けた例があり、取締り上支障がないと認められるときは、調査依頼を行うことなく承認して差し支えない。

[一部改正：昭49第633号、昭50第532号、昭53第308号、昭56第345号、昭61第587号、昭62第328号、平2第294号、平5第348号（項番号5—1を変更）、平7第297号、平8第273号、平11第254号、平12第652号、平13第4号、平14第253号、平24第685号、平29第570号、令4第469号]

（免税となる航空機部分品等の輸入申告者）

4—2 令第8条第1項に規定する「関税の免除を受けようとする者」及び同条第2項に規定する「当該申告に係る物品を使用する者」とは、次の者をいう。

- (1) 航空機の運航者が航空機に使用する部分品又は航空機及びこれに使用する部分品の製作に使用する素材（以下この節において「航空機に使用する部分品等」という。）を輸入する場合 当該運航者
- (2) 航空機又はその部分品の製造、組立て又は修理（以下この節において「製造等」という。）を行う者が航空機又はその部分品の製造等のために航空機に使用する部分品等を輸入する場合 当該製造等を行う者（以下この節において「航空機製造業者」という。）
- (3) 人工衛星又は人工衛星打上げ用ロケット若しくはこれらを開発するためロケットの打上げ、追跡、誘導、整備又は点検を行う者が打上げ等を行うため宇宙開発の用に供する物品及びその製作に使用する素材（以下この節において「宇宙開発の用に供する物品等」という。）を輸入する場合 当該打上げ等を行う者
- (4) 宇宙開発の用に供する物品の製造等を行う者が、当該製造等をし、打上げ等を行う者に引き渡すために宇宙開発の用に供する物品等を輸入する場合 当該製造等を行う者（以下この節において「宇宙開発用物品製造業者」という。）

[全文改正：平14第253号]

[一部改正：平24第321号]

[関連：関基7—1]

（本邦で製作が困難な素材についての税関長の確認）

4—3 規則第1条の4の規定に関する用語の意義及びその取扱いについては、次による。

- (1) 規則第1条の4に規定する「本邦において製作することが困難」の意義については、定率法基本通達15—1（標本、参考品等の特定用途免税）の(6)（本文なお書及びホを除く。）と同様とする。

(2) 規則第2条((本邦で製作が困難な素材についての確認申請手続))に規定する申請書は、「国産困難等の確認申請書」(T—1250)とし、2通(原本、確認書用)を提出させる。

(3) 上記(2)の確認の申請手続を行うに当たっては、1輸入契約に係る物品については、数回にわたって分割して輸入することが予定される場合であつても、1申請により申請させて差し支えない。

また、申請者は、申請に係る物品の使用者のほか、使用者から申請に係る物品の輸入の委託を受けた者であつても差し支えない。

(4) 上記(2)の申請書が提出された場合の処理については、定率法基本通達15—1の(6)本文なお書の規定に準ずる。

(5) 規則第1条の4に規定する税関長の確認(一部確認の場合を含む。)は、「国産困難等の確認書」(T—1260)に上記(2)の申請書(確認書用)を添付して申請者に交付することにより行う。この場合において、同条の規定により税関長が定める期間は、原則として確認の日から1年以内とする(ただし、法第4条に規定する同条の適用期限を超えてはならないので、留意する。)

なお、申請に対して確認しなかつた場合には、適宜の様式による「不確認通知書」に申請書(確認書用)を添付して、申請者に交付する。

(6) 上記(5)の確認及び不確認をしたもののうち、他税関の参考となる事例については、「国産困難認定実績表」(T—1325)により、速やかに本省(関税局業務課)及び他税関へ送付する。

この場合において、同実績表中「承認又は不承認」とあるのは、「確認又は不確認」と読み替えるものとする。

[一部改正：昭49第633号、昭50第532号、昭61第587号、平元第326号、平2第294号(項番号5—4を変更)、平4第561号、平5第348号(項番号5—3を変更)、平7第297号、平8第273号、平11第254号、平12第235号、平14第253号]

(免税輸入した航空機部分品等に係る帳簿の備付け)

4—4 令第9条((帳簿の備付け))の規定により備え付けるべき帳簿(以下本項において「法定帳簿」という。)は、「減免税物品に関する帳簿」(P—1000)の様式によるものとし、その記載については、次による。ただし、既存の会社帳簿等で、令第9条第1項各号において規定された事項が記載されたものが備え付けられている場合には、上記の様式による帳簿の作成は要しないものとする。

なお、これらの帳簿等を電磁的記録(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)第2条第4号に規定する「電磁的記録」をいう。)により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成17年財務省令第16号)に定められた方法によるものとする。

- (1) 航空機部分品等についての帳簿の備付け及び記帳は、当該物品が航空機、航空機に使用する部分品又は宇宙開発の用に供する物品の製造等に使用され、航空機又は宇宙開発の用に供する物品以外の用途への転用が困難となつた後は必要でないものとする。航空機製造業者又は宇宙開発用物品製造業者が航空機部分品等を輸入した場合にあつては、組立て又は第1次加工が終了したときは、航空機又は宇宙開発の用に供する物品以外の用途への転用は困難になつたものとして取り扱つて差し支えない。
- (2) 航空機部分品等を使用する製造工場から下請加工のため当該物品を下請工場に一時払い出す場合は、下請工場においては法定帳簿の備付けを要しないが、当該製造工場においてその受払いを明確に記載させるものとする。
- (3) 航空機部分品等の払出しから最終加工、組立てまでを当該物品を輸入した航空機製造業者又は宇宙開発用物品製造業者の工場内で行う場合にあつては、法定帳簿の記帳は、その蔵置場所から加工又は組立てのため作業現場に払い出した時までとし、それ以後の加工工程等の記帳は会社帳簿等によることとして差し支えない。

[一部改正：昭49第633号、昭61第587号、平2第294号（項番号5―5を変更）、平5第348号（項番号5―4を変更）、平7第297号、平14第253号、平17第424号、平24第685号]

第5節 削除

第6節 削除

第7節 削除

第8節 削除

第9節 経済連携協定に基づくセーフガード

[追加：平30第1692号]

（CPTPPにおける農産品又は林産品セーフガード措置の適用）

7の8―1 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下この項において「CPTPP」という。）に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正（以下「CPTPPセーフガード措置」という。）の適用を受ける物品のうち、豚肉（令別表第1の4の項から13の項までに掲げる物品をいう。）、豚肉調製品（同表の14の項から23の項までに掲げる物品をいう。）及び林産品（同表の27の項から35の項までに掲げる物品をいう。この項において単に「林産品」という。）については、同表の各項に規定する CPTP の締約国（以下「締約国」という。）のうち、一の締約国からの CPTPP に基づく原産品に対し、締約国別に発動することができるとされているので留意する。

なお、締約国別に CPTPP セーフガード措置が発動された場合におけるこの措置の対象となる物品は、CPTPP に基づく原産品であつて、CPTPP の一の締約国において完全に得られ、又は項の最後の変更が一の締約国において行われたもののうち、その締約国から本邦に輸入される物品（その締約国以外の国を経由して輸入されるものを含む。）とされている。

また、CPTPP セーフガード措置の適用対象となる物品を輸入する場合における輸入

(納税) 申告書の「原産地」欄には、関税法施行令第4条の2第4項の規定に基づき、CPTPP セーフガード措置の適用対象国を記載することとなるので留意する。CPTPP セーフガード措置の適用を受ける林産品については、CPTPP 第2章第B節及び付録Cに規定する「関税率の差異」のある産品に該当するが、CPTPP セーフガード措置は、この措置が発動された締約国の原産品に対してのみ適用され、その他の締約国の原産品については、上記「関税率の差異」がある場合における税率決定にかかる規定(条約等基本通達3—16(2))に基づき税率が決定される。

[追加：平30第1692号]

[一部改正：令7第263号]

第10節 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税 (加工組立減税の用語の意義)

8—1 法第8条の規定に関する用語の意義は、次による。

- (1) 一般に加工とは、貨物にある工作を加えることにより、当該貨物の価値を増加しようとする行為のうち、次に定める組立以外の行為をいう。
- (2) 「組立」とは2個以上の部品を装入、取付、接合などによつて1個の製品とする行為をいい、これには、接着、縫合などでの取付及び包装を含むものとする。

なお、未カットの巻布地及び皮革並びにその他基本的な形状又は形態で輸出された原材料は、組立部品とは認めない。

- (3) 令第20条第3項第26号に規定する「包装に使用するもの」とは、関税率表第57類、第61類、第62類及び第63類の製品とともに輸入申告の際に提示され、かつ、当該製品の包装に通常使用される包装材料として認められるものであり、例えば、以下のものが含まれる。

イ 関税率表第4819.40号に掲げる物品の例：紙製の小袋（衣類の裁断小片やボタン等を入れるためのもの）

ロ 関税率表第4821.10号に掲げる物品の例：製品に取り付けられるラベル（商標名等が印刷されているもの）

ハ 関税率表第4823.90号に掲げる物品の例：衣類の台紙等として用いるため、特定の形状に切断してあるもの

[一部改正：平11第254号、平12第235号、平13第265号、平14第253号、平16第349号、平18第395号、平29第442号]

(加工組立減税の対象となる製品の範囲)

8—2 法第8条第1項に規定する製品は、本制度の適用を受けるため本邦から輸出された貨物のみを原料又は材料とする製品に限らず、当該貨物のほか、他の貨物（例えば、現地等で調達したボタン、ファスナー。）をも原料又は材料とする製品を含む。

[一部改正：昭49第633号（項番号7の7—1を変更）、昭51第939号、昭54第319号、昭55第369号、昭57第346号、昭58第402号（項番号7の5—1を変更）、昭60第321号、平元第326

号、平6第331号、平7第297号、平9第271号、平11第254号、平13第265号、平18第395号]

(加工組立減税の適用上の留意事項)

8—3 法第8条第1項第1号から第3号までに掲げる製品への本制度の適用については、次の点に留意する。

(1) 令第20条第2項各号、第4項及び第6項各号に定める行為が行われた場合、その行為がされた貨物を用いた製品の全体が、法第8条第1項第1号から第3号に規定する「政令で定める加工又は組立てがされたもの」に該当するため、当該製品は、本制度の適用を受けることができない。

(2) 令第20条第2項第2号及び第3号、第6項第2号及び第3号に規定する「製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工」とは、次に掲げる加工をいう。

イ はつ水加工等のコーティング、アイロン仕上げ等をしたことが肉眼により判別することができない程度の加工

ロ 製品の一部にのみコーティング、アイロン仕上げ等が施されており、他の部分から原材料の確認が可能な加工

(3) 令第20条第2項第3号及び第6項第3号に規定する「物理的手段」とは、熱、圧力等を加えることをいい、同号には、型押し、やすりがけのほか、つや出し、しば付け（しわを付けること）等の行為が含まれる。

(4) 令第20条第4項に規定する「製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工」とは、次に掲げる加工をいう。

イ 防皺加工、防縮加工、防炎加工、はつ水加工、抗菌・防臭加工、形態安定加工等のコーティング等をしたことが肉眼により判別することができない程度の加工

ロ 製品の一部にのみコーティング等が施されており、他の部分から原材料の確認が可能な加工

ハ じゅうたんの基布とパイルを接着する加工

[追加：平元第326号]

[一部改正：平6第331号、平7第297号、平9第271号、平11第254号、平12第235号、平15第346号、平17第424号、平18第395号、平29第442号]

(加工組立減税に係る輸出原材料の輸出の手続)

8—4 法第8条第1項の規定により、加工組立減税を受けようとする場合における輸出原材料の輸出の手続については、次による。

(1) 令第22条第1項に規定する申告書は、「加工・組立輸出貨物確認申告書」(P—7700)（以下本節において「確認申告書」という。）とし、2通（原本、交付用）を輸出申告をする税関官署に提出し、その記載事項を確認したときは、確認印（C—5000）を押印して1通（交付用）を申告者に交付する。

なお、交付に際し、申告者に、交付用の確認申告書は、製品の再輸入の際の確認用

として使用するため、保管には十分注意するよう指導する。

- (2) 1契約に係る2回目以降の輸出原材料の輸出申告の際には、既に確認を受けた確認申告書（交付用）を提示する。
- (3) 令第22条第2項に規定する「加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類」は、契約書、注文書、委託先との往復文書その他加工又は組立てのため原材料を輸出することが明らかになる書類（以下「契約書等」という。）とし、2通（原本、写し）を提出するものとし、確認したときは、うち1通（原本）を申告者に返付し、他の1通（写し）は原本と照合のうえ、確認申告書とともに保管する。なお、1契約に係る輸出原材料が分割又は継続して輸出される場合においては、2回目以降の輸出申告の際には、契約書等の提示をもってその提出に代えて差し支えない。

また、契約書等が提出される場合には、確認申告書のうち「契約実績表（総括）（P—7700号—2）」及び「契約実績表（個別）（P—7700号—3）」の提出は要しないので留意する。

- (4) 令第22条第2項ただし書の規定に基づき、契約書等が提出されない場合には、確認申告書の「その他参考となるべき事項」欄に「令第22条第2項ただし書扱い」である旨記載し、確認申告書のうち「契約実績表（総括）（P—7700号—2）」及び原材料別の「契約実績表（個別）（P—7700号—3）」については「輸出原材料」欄を記載のうえ、提出する。
- (5) 輸出通関時に提出される上記(1)の確認申告書により、輸入通関時に同一性の確認を行うために必要となる事項は、下記イからハまでに掲げる事項とする。

なお、生地及び革の規格書等並びに製品及び副資材に係る資料等（以下「生地規格書等」という。）を提出することにより当該事項が確認できる場合には、当該事項について確認申告書の記載を省略して差し支えない。

これら提出された生地規格書等については、確認印（C—5000）を押印して確認申告書とともに申告者に返付する。

なお、返付に際し、申告者に、生地規格書等は、製品の再輸入の際の確認用として使用するため、確認申告書及び契約書等と一括管理し、保管には十分注意するよう指導する。

イ 法第8条第1項第1号に該当する製品の場合における確認事項

- (イ) 革類 材質（牛革（カーフ、ステア等）、豚革等）、規格（なめし方法、等級等）、色、柄等
- (ロ) 編物類 材質（綿製、絹製等）、糸の太さ等（編み糸の番手）、編み方（平編み、ゴム編み等）、規格（幅、長さ等）、色、柄等
- (ハ) 織物類 材質（綿製、絹製等）、糸の太さ等（織り糸の番手、打込み本数）、織り方（平織り、綾織り等）、規格（幅、長さ等）、色、柄等
- (ニ) 縫い糸 材質（綿製、絹製等）、規格（糸の太さ、長さ、単糸、マルチプルヤ

ーン等)、色等

(ホ) 付属品 材質(金属製、プラスチック製等)、規格(サイズ、種類等)等

ロ 法第8条第1項第2号に該当する製品の場合における確認事項

(イ) 編物類 材質(綿製、絹製等)、糸の太さ等(編み糸の番手)、編み方(平編み、ゴム編み等)、規格(幅、長さ等)、色、柄等

(ロ) 織物類 材質(綿製、絹製等)、糸の太さ等(織り糸の番手、打込み本数)、織り方(平織り、綾織り等)、規格(幅、長さ等)、色、柄等

(ハ) 縫い糸 材質(綿製、絹製等)、規格(糸の太さ、長さ、単糸、マルチプルヤーン等)、色等

(ニ) 付属品 材質(金属製、プラスチック製等)、規格(サイズ、種類等)等

ハ 法第8条第1項第3号に該当する製品の場合における確認事項

(イ) 革、毛皮類 材質(牛革(カーフ、ステア等)、羊革、うさぎ毛皮等)、規格(等級等)、色等

(ロ) 織物類 材質(綿製、人造繊維製等)、糸の太さ(織り糸の番手、打込み本数)、織り方(平織り、綾織り等)、規格(幅、長さ等)、色、柄等

(ハ) 縫い糸 材質(人造繊維製、絹製)、規格(糸の太さ、長さ、単糸等)、色等

(ニ) 付属品 材質(金属製、プラスチック製等)、規格(サイズ、種類等)等

[一部改正：昭49第633号(項番号7の7—2を変更)、昭54第319号、昭55第369号、昭55第1353号、昭57第346号、昭58第402号(項番号7の5—2を変更)、昭60第321号、昭61第587号、平元第326号(項番号8—3を変更)、平6第331号、平7第296号、平7第297号、平8第273号、平12第235号、平13第265号、平14第253号、平15第346号、平17第424号、平18第395号、平20第346号、平26第318号、平29第442号、平29第570号、令5第272号]

(加工組立減税の手続)

8—5 法第8条第1項の規定による加工組立減税の手続きについては、次による。

(1) 令第23条第1項に規定する「加工又は組立てを証する書類」は、前記8—4の(3)に規定する契約書等とする。

(2) 令第23条第1項に規定する明細書は、「加工・修繕・組立製品減免税明細書」(T—1060)に「附属書」(P—7710)を添付したものとし、加工・修繕・組立製品減免税明細書1通(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。(関税法基本通達7—4参照))及び附属書2通(原本、交付用)を提出させ、その記載事項を確認したときは、確認印(C—5000)を押印して附属書1通(交付用)を申告者に交付する。

ただし、1契約に係る加工又は組立てに係る製品の輸入申告を複数の税関官署に行う場合における2回目以降の輸入申告の際には、附属書の提出に代えて、既に確認を受けた附属書(交付用)を提示することとする。

(3) 減税の手続に当たっては、令第23条第1項に規定する書類の提出のほか、当該製品

の原料又は材料となった輸出原材料の輸出の際に提出し、税関の確認後交付を受けた確認申告書（交付用）（8—4により返付された生地規格書等を含む。以下8—11及び8—12ロにおいて同じ。）を提示するものとする。

- (4) 令第22条第2項ただし書の規定に基づき、原材料の輸出時に契約書等が提出されない場合には、各委託加工契約の最初の製品の輸入時に、確認申告書中「契約実績表（総括）（P—7700号—2）」の「契約に係る輸出原材料価格」欄に、1契約に係る輸出原材料の輸出申告価格を記入し、「契約実績表（個別）（P—7700号—3）」の「契約数量」欄に、当該委託加工契約における輸出原材料ごとの数量（以下この節において「契約数量」という。）を記入し、「残数量」欄に、輸出原材料ごとの実輸出数量から契約数量を差し引いた残数量を記入し、「税関確認印」欄に、確認印（C—5000）を押印する。

なお、輸入者が希望する場合は、各委託加工契約が結ばれてから最初の製品の輸入時までの間に、上記契約数量の確認手続を行って差し支えない。また、各委託加工契約の2回目以降の製品の輸入申告の際には、税関が原本と照合した確認申告書の写しを確認申告書として提示することとして差し支えない。

- (5) 法第8条第1項第1号及び第3号に掲げる製品の減税の手続に当たっては、上記(3)の書類のほか、以下の書類を提出させる。

イ 加工仕様書、加工指図書等の加工の詳細を記載した書類（材質、規格、色柄等を明記したもの。なお、原材料貨物の同一性、数量及び加工等の程度が容易に確認できる場合は提出を要しない。）

ロ 未裁断の革から製品1個（着）を製造するために必要な革の面積を記載した書類（裁断したときの端切れ、裁断くず等のロスを含めたもの。なお、他の提出書類により当該面積が確認できる場合は提出を要しない。）

- (6) 法第8条第1項第2号に掲げる製品の減税の手続に当たっては、上記(3)の書類のほか、以下の書類を提出させる。

イ 加工仕様書、加工指図書等の加工の詳細を記載した書類（材質、織り方、規格、色柄等を明記したもの。なお、原材料貨物の同一性、数量及び加工等の程度が容易に確認できる場合は提出を要しない。）

ロ マスターパターンのマーキング仕様書又はこれに代わる書類、写真等（原材料貨物として未裁断の生地を輸出する場合に限る。）

- (7) 加工組立減税の適用を受けようとする製品が前記8—4の手続を経た輸出原材料から加工又は組立てされたものであることの確認は、原則として、当該製品に係る輸入申告書及び添付書類に記載された事項（必要に応じて、当該製品の規格、材質等）と(3)の書類に記載された事項及び又はの書類に記載された事項との対査により行う。

[一部改正：昭49第633号（項番号7の7—3を変更）、昭55第1353号、昭58第402号（項番号

7の5—3を変更)、昭61第587号、平令第326号(項番号8—4を変更)、平6第331号、平7第296号、平7第297号、平8第273号、平12第235号、平13第265号、平14第253号、平15第346号、平17第424号、平18第395号、平19第420号、平20第346号、平29第442号、平30第1692号、令5第272号]

(加工組立減税に係る製品の課税価格)

8—6 法第8条第1項の規定による加工組立減税を受けようとする製品の課税価格は、次の算式により算出するものとする。

(輸出原材料の FOB 価格)+(輸出原材料の陸揚港までの往路の運賃及び保険料)+(加工又は組立費用)+(製品の船積港から本邦の輸入港までの運賃及び保険料)

この場合における輸出原材料の FOB 価格等の具体的取扱いについては、次による。

(1) 「輸出原材料の FOB 価格」は、本邦からの輸出時の FOB 価格とし、原則として関税法施行令第59条の2第2項((申告すべき価格))に規定する輸出申告書に記載すべき FOB 価格とする。したがって、無償の輸出原材料については、当該輸出原材料が有償で輸出されるものとした場合の価格によることとなるが、この価格は、一般には同種又は類似の貨物について有償取引が判明するときは、これに基づくこととし、これにより難しい場合には、当該輸出原材料の製造原価(通常の一般管理費及び利潤を含む。)に船積みまでに要する費用等を加えて計算する。

なお、製品の加工又は組立ての際に生ずる副産物の全部又は一部を加工業者が無償で取得する場合には、「輸出原材料の FOB 価格」は、輸出時の FOB 価格から当該副産物の価格のうち輸出原材料相当額を差し引いた額となるので留意する。

(2) 「輸出原材料の往路の運賃及び保険料」には、陸揚港における船卸しの費用その他加工(組立)国における国内輸送費用等を含めない。ただし、航空運賃には取卸しの費用等も含まれているのが通常であるが、特に当該費用等を算定し控除することなく、便宜、当該航空運賃を採用して差し支えない。

なお、航空機により輸送される輸出原材料が加工(組立)国において国内航空線の航空機に積み替えられる場合の航空運賃は、その積替えが行われる空港までの運賃とする。

(3) 「加工又は組立費用」には、加工又は組立費として実際に支払われる額のほか、次のものを含む。

イ 製品の加工又は組立ての際に生ずる副産物の全部又は一部を加工業者が無償で取得する場合には、当該副産物の価格のうち輸出原材料相当額

ロ 製品の加工又は組立ての際に輸出原材料以外の貨物が使用される場合には、当該貨物の価格

ハ 加工(組立)国における輸出原材料の船卸しの費用及び工場までの搬入費用、並びに製品の船積みまでに要した運賃等の諸費用

[一部改正：昭49第633号(項番号7の7—4を変更)、昭55第1360号、昭58第402号(項番号

7の5—4を変更)、昭61第587号、平令第326号(項番号8—5を変更)、平6第331号、平8第273号、平29第442号]

(加工組立減税に係る減税額の算定)

8—7 法第8条第1項の規定による関税の減税額等は、次により算出する。

(1) 関税の減税額の算定は、次によることとする。

$$\text{減税額} = \left[\text{製品の関税額} \times \frac{\text{輸出原材料の課税価格相当価格}}{\text{製品の課税価格}} \right]$$

但し、輸出原材料が定率法第14条第10号ただし書((再輸入免税の適用除外))に規定する貨物等に該当する場合の算式は次による。

$$\text{減税額} = \left[\text{製品の関税額} \times \frac{\text{輸出原材料の課税価格相当価格} - \text{輸入貨物の課税価格}}{\text{製品の課税価格}} \right]$$

なお、上記算式中の用語の意義は次のとおりである。

イ 「輸出原材料の課税価格相当価格」とは、輸出原材料に係る関税法施行令第59条の2第2項((申告すべき価格))に規定する本邦の輸出港における本船甲板渡し価格(航空機によつて輸出される貨物については、これに準ずる価格。また、無償で輸出される貨物については、当該貨物が有償で輸出されるものとした場合の価格。以下本節において「輸出原材料のFOB価格」という。)に106/100を乗じた価格をいう。

ロ 「輸入貨物の課税価格」とは、輸出原材料について定率法第17条から第20条までの規定により関税の軽減、免除又は払戻し(減額を含む。)を受けた額の算定の基礎となった輸入貨物の課税価格をいう。

(2) 輸出原材料の課税価格については、次により算出する。

イ 製品の加工又は組立ての際に輸出原材料から副産物を生じない場合

(輸出原材料のFOB価格×106/100)

ロ 製品の加工又は組立ての際に輸出原材料から副産物(商品価値を有するもの)を生ずる場合(下記計算例参照)

(輸出原材料のFOB価格×106/100) - (副産物の原材料価格)

この場合における具体的な取扱いについては、次による。

(イ) この場合の「輸出原材料」には、副産物の原料価格に見合う輸出貨物を含むものとする。

(ロ) 副産物の原材料価格とは、副産物の加工(組立)国における価格のうち、輸出原材料相当額をいうものとする。

(3) 減税額の算定は、原則として、当該製品に実際に使用された輸出原材料を記号、番号等によつて確認の上行うものとするが、同種の輸出原材料が継続的に輸出され、当該製品に使用された輸出原材料がどの輸出申告に係るものか識別が困難な場合には、同種の輸出原材料のうち、先に輸出されたものが先に製品に使用されたものとして取り扱つて差し支えない(輸出原材料の先出先入方式)。

[副産物を生ずる場合の輸出原材料の課税価格相当価格の計算例（製品には現地調達
の原材料も使用し、副産物の全部を加工業者が無償で取得する場合）]

輸出原材料の数量	: 1トン
輸出原材料の FOB 価格	: 10万円／トン
副産物の原材料価格（上記(2)のロの(ロ)参照）	: 2万円／トン
製品の製造歩留り	: 60%
副産物の製造歩留り	: 30%
製造ロス	: 10%

輸出原材料の課税価格相当価格=（10万円／トン×1トン×106／100－2万円／トン×
0.3トン）

[全部改正：平6第331号]

[一部改正：平8第273号、平12第235号]

（加工組立減税に係る減税額算定の基礎となる輸出原材料の範囲）

8—8 加工又は組立てに係る製品の減税額を算出するに当たって輸出原材料に含める範囲
については、次による。

(1) 輸出原材料は、本邦からの輸出の際に令第22条第1項)に規定する税関長の確認を受
けたものであって、当該原材料を原料又は材料として加工され又は組立てられた製品
が本邦に再輸入されることを要するが、次に掲げる貨物については、輸出原材料に含
めて取り扱って差し支えない。

イ 本邦から輸出された貨物のうち、製品の加工又は組立ての際に生ずるいわゆる製
造ロスに相当する部分。なお、加工又は組立ての際の紛失分を見込んだ数量を輸出
した場合の紛失分及び法第8条第1項第1号から第3号までに掲げる製品を生地から製
造する段階で生ずる裁断くず、端切れ（用尺が製品一点分に満たないもの）等につ
いては、製造ロスに準じて取り扱って差し支えない。ただし、当該裁断くず、端切
れ等を再利用する場合には副産物に含めて取り扱うこととなるので留意する。

ロ 本邦から輸出された貨物のうち、製品の加工又は組立ての際に生ずる無価値に等
しいさ細な副産物に相当する部分。なお、製品の加工又は組立ての工程で発生する
不良品であって、再生が困難等のため全く無価値に等しいものについては、これに
該当するものとして取り扱って差し支えない。

(2) 次に掲げる貨物については、輸出原材料には含まれないので、留意する。

イ 本邦から輸出された貨物のうち、消耗品及び製品の加工又は組立てに使用される
機械工具類。ただし、消耗品であっても、製品に化体して再輸入されることが即物
的に確認できるものについては、輸出原材料に含めて差し支えない。

ロ 本邦から輸出された貨物のうち、製品の加工又は組立ての際に生ずる副産物に見
合う部分

[一部改正：昭49第633号（項番号7の7—6を変更）、昭58第402号（項番号7の5—6を変更）、

昭59第332号、平元第326号（項番号8—7を変更）、平6第331号、平7第296号、平7第297号、平12第235号、平14第253号、平15第346号、平17第424号、平18第395号、平29第442号]

（「1年を超えることがやむを得ないと認められる理由」の範囲）

8—9 法第8条第1項に規定する「1年を超えることがやむを得ないと認められる理由」の具体的範囲は、震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害で、輸入者（その代理人を含む。）の責任によらない事情がある場合又はこれに準ずるような理由をいう。

[追加：平14第253号]

（加工組立減税に係る製品の輸入期間の延長承認申請手続）

8—10 令第24条において準用する定率法施行令第5条の3に規定する申請書は、「再輸入・再輸出・輸入期間延長承認申請書」（T—1065）とし、2通（原本、承認書用）を輸出原材料の輸出許可税関官署に提出させ、承認したときは、うち一通（承認書用）に承認印を押印して申請者に交付する。この場合において、加工組立減税を受けようとする製品の輸入申告の際に、当該承認書の写しを提出させる。

[一部改正：昭49第633号（項番号7の7—7を変更）、昭58第402号（項番号7の5—7を変更）、昭61第587号、平元第326号（項番号8—8を変更）、平7第297号、平14第253号（項番号8—9を変更）、平18第395号、平29第442号、令第272号]

（加工組立減税に係る輸入税関官署における取扱い）

8—11 加工組立減税に係る輸入申告があった場合には、前記8—5の(3)により提示を受けた確認申告書（交付用）により、前記8—4の(5)の確認事項に基づいて、輸入申告された製品と輸出原材料の同一性を確認するとともに、当該製品に使用された輸出原材料の数量について附属書（交付用）の「輸出原材料の使用実績」欄に消込みを行う。

[一部改正：昭49第633号（項番号7の7—8を変更）、昭58第402号（項番号7の5—8を変更）、昭61第587号、平元第326号（項番号8—9を変更）、平6第331号、平7第296号、平8第273号、平12第235号、平13第265号、平14第253号（項番号8—10を変更）、平29第442号]

（加工組立減税の手続の特例）

8—12 法第8条第1項の規定による加工組立減税に係る製品が特例輸入者又は認定通関業者（以下この項において「特例輸入者等」という。）の輸入申告に係る貨物であるときにおける当該加工組立減税の手続については、次のとおり取り扱って差し支えない。

- (1) 令第23条第1項に規定する輸出された貨物の許可書又はこれに代わる税関の証明書及び前記8-5(1)に規定する契約書等については、その写しの提出を認める。
- (2) 次に掲げる書類については、輸入者に対して、輸出原材料の輸出実績、加工又は組立の際生ずる副産物の処理状況、輸出原材料の使用実績、後記ロの書類並びに後記ハ及びニに相当する書類を適切に管理することを求めた上で、提出又は提示の省略を認める。

- イ 前記8-5(2)に規定する「附属書」(P—7710)
 - ロ 前記8-5(3)に規定する確認申告書(交付用)
 - ハ 法第8条第1項第1号及び第3号に掲げる製品の減税手続における前記8—5(5)イ及びロに規定する書類
 - ニ 法第8条第1項第2号に掲げる製品の減税手続における前記8-5(6)イ及びロに規定する書類
- (3) 加工組立減税に係る製品の課税価格を計算するために、関税法施行令第4条第1項第3号若しくは第4号又は同令第4条の2第1項第10号若しくは第11号の規定に基づき、関税法基本通達7-8の個別申告書の提出を要する場合には、特例輸入者等に対して、当該製品に係る輸出原材料の価格、往路の運賃及び保険料等を一覧表に適切に記載することを求めた上で、当該一覧表をもって同通達7—10に掲げる「課税価格の計算の基礎を明らかにする関係書類その他当該基礎に係る事実関係を証明できる書類」が添付されたものと認める。

[追加：平25第731号]

[一部改正：平29第442号、令3第262号]

第11節 特恵関税等

(特恵関税等を適用する場合の取扱い)

- 8の2—1 法第8条の2第1項又は第3項の規定により特恵関税又は特恵関税についての特別の便益(以下この節において「特恵関税等」という。)の適用を受けようとする輸入申告(関税法第43条の3第1項(同法第62条の4において準用する場合を含む。))又は同法第61条の10の規定による承認の申請(以下この節において「蔵入申請等」という。)がなされた物品に係るもの又は特例申告貨物に係るものを除く。)又は蔵入申請等(以下この節において「輸入申告等」という。)が行われた場合の取扱いについては、次による。
- (1) 受理担当審査官における取扱い

受理担当審査官が輸入申告等を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。

イ 特恵関税等適用停止の有無の確認

当該輸入申告等に係る物品及び特例申告貨物について、法第8条の3第1項及び第2項の規定により、特恵関税等の適用停止の有無の確認

ロ 原産地証明書の有無についての確認

当該輸入申告等に係る物品が令第27条第1項ただし書きに規定する物品である場合を除き、同条第1項の規定による原産地証明書(規則別紙様式第1に定める様式のもの。その英文によるものの例は、Certificate of Origin (P—8210))が添付されているか否か、添付されていない場合には、令第28条ただし書に規定する税関長の承認を受けているか否かについての確認

ハ 添付証明書の有無についての確認

当該輸入申告等に係る物品が令第26条第2項の規定により令別表第1に掲げる国及び地域（以下この節において「特惠受益国」という。）の原産品とみなされる物品（以下本節において「自国関与品」という。）である場合には、令30条第1項に規定する原産地証明書に添付すべき書類（規則別紙様式第2に定める様式のもの（以下本節において「添付証明書」という。）その英文によるものの例は、「Certificate of materials imported from Japan」（P—8220））が添付されていることの確認

ニ 累積加工・製造証明書の有無についての確認

当該輸入申告等に係る物品が令第50条第3項の規定により特惠受益国の原産品とみなされる物品（以下この節において「累積原産品」という。）である場合には、令第54条第3項において準用する同条第1項及び第2項に規定する原産地証明書に添付すべき書類（規則別紙様式第3に定める様式のもの（以下本節において「累積加工・製造証明書」という。）その英文によるものの例は、「Cumulative Working／Processing Certificate」（P—8230））が添付されていることの確認

ホ 非原産国における積替え等に関する確認

当該輸入申告等に係る物品が令第31条第1項第2号又は第3号に掲げる物品に該当するときは、同条第3項第1号又は第2号に掲げる書類が添付されていること及びその記載事項の確認。この場合において、これらの書類を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるとき、同条第1項第2号又は第3号に該当することを証する書類の提出（これが不可能であるときは、積替地等についての原産地証明書への記載）をもって、これらの書類の提出があったものとして取り扱って差し支えない。

ヘ ろうけつ染めした綿織物に関する確認

当該輸入申告等に係る物品が関税率表第5208.51号から第5208.59号まで、第5209.51号から第5209.59号まで、第5210.51号から第5210.59号まで、第5211.51号から第5211.59号まで、第5212.15号及び第5212.25号に掲げる物品のうち、ろうけつ染めしたもの（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。）に該当するものである場合には、原産国の政府又は政府代行機関により証明されていることを証する書類（その英文によるものの例は、「CERTIFICATE IN REGARD TO BATIK CLOTH OF COTTON（HANDICRAFTS）」（P—8240））が添付されていること及びそれらの記載事項の確認

(2) 郵便物についての取扱い

特惠関税等の適用を受けようとする郵便物についての関税法第76条第1項ただし書の規定による検査その他当該郵便物に係る税関の審査については、上記(1)に準ずる。

[一部改正：昭52第299号、昭53第308号、昭55第369号、昭56第345号、昭59第1051号、昭60第321号、昭61第350号、昭61第587号、昭62第328号、昭62第1306号、平元第326号、平4第303号、平6第331号、平7第297号、平7第1046号、平8第210号、平12第235号、平12

第652号、平13第265号、平18第395号、平19第420号、平20第346号、平23第411号、平25第731号、平29第868号]

8の2—2 削除

[削除：平12第235号]

(原産地認定の基準)

8の2—3 法第8条の2第1項又は第3項に規定する原産地の意義については、令第26条及び規則第8条に規定されているが、これらの規定における用語の意義及び取扱いについては、次による。

(1) これらの規定の適用に当たっては、物品の加工又は製造等に使用される動力、燃料、設備、装置、機械及び工具の原産地は、考慮に入れないものとする。

(2) 規則第8条第6号及び第7号に規定する「一の国又は地域の船舶」とは、次の要件のすべてに該当する船舶をいうものとする。

イ 特恵受益国に登録されていること。

ロ 特恵受益国の国旗を掲げて航行していること。

ハ 特恵受益国、その国民又は当該特恵受益国に本店又は主たる事務所を有する法人が50%以上の持分を有すること。ただし、法人の場合にあつては、当該法人の代表者、役員会の長及びその構成員の過半数が当該特恵受益国の国民であり、かつ、合名会社、合資会社又は有限会社にあつては、その資本の額又は出資の総額の2分の1以上が当該特恵受益国又は当該特恵受益国の公法人若しくは国民により所有されていること。

ニ 船長及び高級船員が、すべて当該特恵受益国の国民で構成されていること。

ホ 船員の75%以上が当該特恵受益国の国民で構成されていること。

[一部改正：昭55第369号、昭56第345号、昭61第587号、平7第297号、平13第265号、平18第395号、平24第321号]

(「原産地が明らかであると認めた物品」の取扱い)

8の2—4 令第27条第1項第1号に規定する「税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品」の取扱いについては、次による。

(1) 「原産地が明らかであると認めた物品」は、別に事務連絡する物品とすることとし、原産地証明書の提出を省略させるものとする。ただし、特恵関税の適用上特に問題があると認められる場合であつて、後記8の2—4の2の(3)に規定する書類等によつても原産地が認定できない場合には、令第27条第1項第1号に該当しないこととなるので留意する。

(2) なお、自国関与品に係るもの、累積原産品に係るもの及び非原産国を経由して本邦へ向けて運送されたもの（令第31条第3項に規定する書類の提出がある場合を除く。）については、原産地証明書の提出が必要な物品として取り扱うものとする。

[追加：平7第1046号、平10第278号、平18第395号、平23第411号]

(少額貨物についての原産地の認定等)

8の2—4の2 令第27条第1項第2号、第3号及び第2項に規定する用語の意義及び取扱いについては、次による。

- (1) 令第27条第1項第2号に規定する「課税価格の総額」とは、1の輸入申告等（特例申告を含む。以下この項において同じ。）又は関税法第76条第3項の規定による1の通知に係る特惠関税等の適用を受けようとする物品の課税価格の合計額をいう。この場合において、1の輸入申告等とは1荷受人が1荷送人から一時に輸入する物品（蔵入申請等がされる物品を含む。以下この項において「輸入物品」という。）に係る輸入申告等をいい、1仕入書による輸入物品を分割して2以上の輸入申告等を行った場合には1の輸入申告等が行われたものとして（ただし、1仕入書による輸入物品を分割した2以上の輸入申告等であって、並存する相異なる種類の税率（例えば、特惠税率と関税法基本通達3—2(2)に規定するEPA税率）の適用を各々に求めるものを行った場合には、当該並存する相異なる種類の税率のうちのいずれか一つを適用する1の輸入申告等が行われたものとして）処理するものとし、同項の提示についてもこれに準ずる。
- (2) 令第27条第1項第3号に規定する「特惠受益国原産品であることを確認するために原産地証明書の提出の必要があると税関長が認めるもの」とは、関税法第7条の2第1項に規定する特例委託輸入者に係る特例申告貨物の輸入申告において、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が原産地証明書の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合をいう。
- (3) 令第27条第2項に規定する「物品の種類、商標等」とは、当該物品の種類、性質、形状又はそれに付された商標、生産国名、製造者名等をいい、「その他の書面」とは、郵便に関する条約に基づく税関票符（グリーン・ラベル）をいい、「その他の書類」とは、メーカーズ・インボイス、売買契約書、注文請書、船荷証券、保険証券、船積案内状、カタログ等の書類をいい、これらの書類の写しを含むものとする。

[一部改正：昭55第369号、昭61第587号、平6第331号、平7第297号、平7第1046号（項番号8の2—4を変更）、平12第652号、平15第346号、平19第1207号、平20第1331号、平20第1393号、平21第368号]

[関連：暫定基8の2—20]

「やむを得ない特別の事由」の意義)

8の2—5 令第27条第4項((原産地証明書の有効性))に規定する「税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合」の意義及び取扱いについては、次による。

- (1) 「特別の事由」とは、次の場合をいう。

イ 輸出国における震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害により、原産地証明書の発給申請を輸出時までに行うことができなかった場合

ロ 令別表第1の改正により特惠受益国が追加指定された場合で、指定後6カ月以内に

において、当該特惠受益国の原産地証明書の発給体制が整備される以前に輸出せざるを得ない事情がある場合

ハ 輸入者が輸出者に対して契約の際に原産地証明書の発給を受けるよう要求したが、輸出者が原産地証明書以外の証明書の発給を受け、若しくは正当な発給機関でない者が発給した証明書を取得し、又はその申請を失念したため発給が輸出後となつた場合等、輸入者の責任によらない事情がある場合

ニ その他これらに準ずる場合で税関長が真にやむを得ないと認めた場合

(2) なお、通常の輸出手続に要すると認められる期間内（輸出後10日程度の遅れ）に発給されたものは「輸出の際」に発給されたものと取り扱つて差し支えない。

[追加：昭49第633号]

[一部改正：昭61第587号、昭63第318号、平元第326号、平5第348号、平7第297号、平12第652号、平18第395号]

（税関以外の原産地証明書の発給機関で「税関長が適当と認めるもの」の取扱い）

8の2—5の2 令第27条第4項（（原産地証明書の発給機関））に規定する「税関長が適当と認めるもの」の取扱いについては、別に事務連絡するところによるものとする。

[一部改正：昭49第633号（項番号8の2—5を変更）、平7第297号、平12第652号、平18第395号]

（原産地証明書の要件及び記載に不備がある場合の取扱い）

8の2—6

(1) 令第27条第1項（（原産地証明書の提出））の規定により税関に提出された原産地証明書については、次の各号に掲げる要件のすべてをことが必要であり、不備がある場合は、原則として、特惠関税等を適用することはできない。なお、記載における不備の有無にかかわらず、当該証明書に記載された原産地が令第26条（（原産地の意義））の規定による原産地に明らかに該当しないと認められる場合には、特惠関税等を適用することはできないことに留意する。

イ 原産地証明書の各欄（後記8の2—13の(1)及び8の2—14の(1)に該当しないときは、「4. 公用欄」を除く。）に必要事項が記載され、かつ、発給機関の印及び署名権者の署名がなされたものであること（なお、発給機関が税関以外の機関である場合には、別に事務連絡する発給機関の名称及び印影により取り扱うこと。）。

ロ 令第29条ただし書に規定する税関長の承認を受けている場合を除き、同条に定める有効期間内のものであること。

ハ 原産地証明書に記載されている物品と輸入物品とが一致すること。

ニ 原産地証明書の記載内容について修正が行われている場合には、それぞれの修正箇所につき、その発給機関の修正印が押なつされている等、当該修正が正当に行われたことが明らかにされていること。

ホ 紛失等の理由により再発給された原産地証明書の場合には、当該証明書に

“DUPLICATE”又は“DUPLICATA”と表示される等再発給されたものであることが明らかに表示されていること。

なお、再発給された原産地証明書の発給年月日は、当初の原産地証明書が発給された日付であるので、令第29条((原産地証明書の有効期間))の規定の適用に当たり留意する。

へ 輸入物品が令第31条第1項第3号に該当する物品である場合において、特惠受益国における発給の際に“PROVISIONAL”又は“PROVISoire”の文字が表示された原産地証明書については、当該物品の非原産国から本邦への輸出の際に当該特惠受益国における原産地証明書発給機関により、これらの文字が抹消されていること。この場合には、当該発給機関の修正印等に留意する。

(2) 原産地証明書に記載されている物品と輸入物品とが一致すること。ただし、原産地証明書に記載されている物品と輸入物品とが一致しない場合であつても、次に掲げる場合には、この要件を満たすものとして取り扱う。

(2) 原産地証明書の記載事項に不備がある場合であっても、取るに足りない事項の相違や脱落、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からはみ出しのような誤りであり、原産地証明書の真正性及び記載内容の正確性に影響を及ぼさないと判断できるもの（以下、「軽微な誤り」という）である場合には、特惠関税等を適用して差し支えないこととする。この場合において、必要に応じて、輸入者に対して、次回以降、不備のない原産地証明書を提出するよう指導する。原産地証明書の記載事項における不備に関して、当該不備が軽微な誤りであるかについては、以下によることとするが、詳細については、事務連絡する。

イ 明らかな印字の誤りは軽微な誤りとして取り扱う。

ロ 原産地証明書の真正性に関する項目（印影、発給当局の署名等）の不備については、原産地証明書の真正性に直結するので軽微な誤りとはできず、ごく些細な事項や限られた場合以外は、原産地証明書は無効として取り扱う。

ハ 原産地証明書の申告貨物との同一性に関する項目（輸出者名、輸入者名、仕入書番号等）の不備については、取引関係書類にて輸入貨物と同一性が確認できる場合や、あるいは、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、原則として軽微な誤りとして、その原産地証明書は有効として取り扱う。ただし、複数の事項に不備がある場合は、原産地証明書の正確性に影響する場合もあることから、首席原産地調査官（首席原産地調査官を置かない税関にあっては原産地調査官。）と協議の上、処理するものとする。

ニ 原産地証明書の貨物の原産性に関する項目（特惠基準（累積、僅少の非原産材料を含む）、HS番号等）の不備については、原産地証明書は原産性を証明する書類であることから軽微な誤りとはできず、ごく些細な事項や限られた場合以外はその原産地証明書は原則無効として取り扱う。ただし、輸入者が原産地証明書

以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、その原産地証明書は有効として取り扱う。

ホ 文書による原産地に関する事前教示を取得している場合であって、申告貨物が当該事前教示を取得した貨物と同一であることが確認できる場合には、上記ハ及びニにおいて、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合として取り扱う。

[一部改正：昭53第308号、昭53第915号、昭59第332号、昭61第587号、昭62第328号、昭62第1273号、平令第1072号、平4第576号、平7第297号、平13第265号、平18第395号、平25第731号、平29第868号]

(「災害その他やむを得ない理由」の意義)

8の2—7 令第28条ただし書((原産地証明書の提出猶予))及び令第29条ただし書に規定する「災害その他やむを得ない理由」の意義については、次による。

- (1) 「災害」とは、震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害で当該輸入者（その代理人を含む。）の責任によらないものをいう。
- (2) 「その他やむを得ない理由」とは、災害に準ずる理由をいう。

ただし、令別表第1の改正により特惠受益国が追加指定された場合で、指定後6か月以内において当該特惠受益国の原産地証明書の発給体制が整備される以前に輸出せざるを得ない事情があるものについては、「その他やむを得ない理由」に該当するものとして取り扱って差し支えない。

[一部改正：昭49第633号、昭53第915号、昭62第1306号（項番号8の2—8を変更）、平5第348号、平7第297号、平18第395号]

(輸入許可前引取りの承認を受けることを条件として承認を受けられる貨物の範囲)

8の2—8 令第28条ただし書に規定する関税法第73条第1項に規定する税関長の承認を受けることを条件として税関長の承認を受けられる貨物は、法第8条の2第1項に規定する特惠受益国又は同条第3項に規定する特別特惠受益国を原産地とする物品（ただし、法第8条の3第1項又は第2項の規定により政令をもって特惠関税の適用が停止された物品を除く。

[全部改正：平5第348号]

[一部改正：平7第297号、平13第265号、平18第395号、平23第411号]

(原産地証明書の提出猶予の承認申請手続)

8の2—9 令第28条ただし書の規定による原産地証明書の提出猶予についての税関長の承認の申請は、「特惠関税等に関する原産地証明書提出猶予申請書」(P—8200) 2通（原本、承認書用）を提出することにより行わせ、承認したときは、猶予期間を記載し、うち1通（承認書用）に承認印を押なつて申請者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として2か月以内で適当と認める期間とするものとする。

[一部改正：昭53第915号（項番号8の2—9を変更）、昭55第369号、昭62第1306号（項番号

8の2—10を変更)、平7第297号、平18第395号]

(分割して輸入する場合の原産地証明書の取扱い)

8の2—10 1通の原産地証明書に記載されている物品を分割して、逐次又は同時期に異なつた税関官署に対して輸入申告等をし、特惠関税等の適用を受けようとする場合の原産地証明書の取扱いについては、それぞれ、関税法基本通達68—3—9(原産地証明書の取扱い等)の(4)及び(5)の規定を準用する。

[一部改正：昭53第915号(項番号8の2—10を変更)、昭55第369号、昭62第1306号(項番号8の2—11を変更)]

(原産地証明書の有効期間延長の承認申請手続)

8の2—11 令第29条に規定する有効期間を経過した原産地証明書について同条ただし書の規定により有効期間の延長の承認を受けようとするときは、適宜の様式による申請書2通(原本、承認書用)を提出させ、承認したときは、うち1通(承認書用)に承認印を押なつて申請者に交付する。

[一部改正：昭53第915号(項番号8の2—11を変更)、昭62第1306号(項番号8の2—12を変更)、平7第297号、平18第395号]

(自国関与品について原産地証明書発給機関が発給する添付証明書の要件)

8の2—12 自国関与品について特惠関税等の適用を受けようとする場合に令第30条第1項の規定により原産地証明書に添付すべき添付証明書は、次に掲げる要件を満たしたものでなければならない。

(1) 当該添付証明書の番号が、当該自国関与品の原産地証明書の「4. 公用欄」に記載されていること。

(2) 当該添付証明書の「輸出物品」欄に記載されている品名及び数量が、当該自国関与品の原産地証明書に記載されている品名及び数量と合致していると認められること。

[一部改正：昭53第915号(項番号8の2—12を変更)、昭55第369号、昭61第587号、昭62第328号、昭62第1306号(項番号8の2—13を変更)、平7第297号、平18第395号]

(累積加工・製造証明書の要件)

8の2—13 累積原産品について特惠関税の適用を受けようとする場合に、令第30条第3項の規定により原産地証明書に添付すべきこととされている累積加工・製造証明書は、次に掲げる要件を満たしたものでなければならない。

(1) 当該累積加工・製造証明書の番号が、当該累積原産品に係る原産地証明書の「4. 公用欄」に記載されていること。

(2) 当該累積加工・製造証明書の「原材料」欄には、令第26条第3項に規定する東南アジア諸国のうちのそれぞれの国において当該累積原産品の生産のために原料又は材料として使用された物品の品名、数量、価額及びその生産国が記載されていること。

(3) 当該累積加工・製造証明書の「製品」欄には、上記(2)により記載された原材料から生産された物品の品名、数量及び価額が記載されていること。

[一部改正：昭53第308号、昭53第915号（項番号8の2—13を変更）、昭62第328号、昭62第1306号（項番号8の2—14を変更）、平7第297号、平12第235号、平12第652号、平18第395号]

（本邦からの輸出物品を原材料として生産された物品の証明の取扱い）

8の2—14 令第26条第3項に規定する東南アジア諸国において、本邦から輸出された物品を原材料の全部又は一部として生産された物品について、同項の規定により特惠関税の適用を受ける場合の証明は、累積加工・製造証明書による。

[一部改正：昭53第308号、昭53第915号（項番号8の2—14を変更）、昭61第587号、昭62第328号、昭62第1306号（項番号8の2—15を変更）、平7第297号、平12第235号、平18第395号]

（直接運送に関する取扱い）

8の2—15 令第31条第1項（（特惠対象物品の本邦への運送））の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

- (1) 同項第1号の「非原産国を経由しないで本邦へ向けて直接に運送される物品」には、当該物品を運送する船舶、航空機又は車両が非原産国を通過する場合であつて、当該非原産国において当該物品が積替え又は一時蔵置のいずれもがされない場合を含む。
- (2) 同項第2号の「非原産国を経由して本邦へ向けて運送される物品」とは、特惠受益国から輸出される際に、明らかに本邦へ運送する意志をもつて積み出された物品であつて、非原産国を経由して本邦へ向けて運送されるものをいう。
- (3) 同項第3号の「博覧会、展示会その他これに類するもの」とは、博覧会若しくは商業、工業、農業若しくは工芸に関する展示会、共進会、品評会、見本市又はこれらに類する催しで、当該物品が当該催しの会期中、当該非原産国の税関の監督下にあるものをいい、店舗又は事業所構内等において外国品の販売を行うために開催される私的な催しは含まない。
- (4) 非原産国における博覧会等に出品するため特惠受益国から輸出され、展示後本邦に輸入される物品について同項第3号を適用することができる場合は、次のすべての要件を満たす場合に限るものとする。
 - イ 特惠受益国の輸出者が博覧会等を行う非原産国に物品を発送し、かつ、当該非生産国において展示したこと。
 - ロ 当該輸出者が本邦の荷受人に対し、当該物品を販売し、又は譲渡したこと。
 - ハ 当該物品が、展示のために特惠受益国から積み出されたときと同一の状態で当該非原産国から本邦に発送されること。
 - ニ 当該物品が、特惠受益国から積み出されたとき以降、当該博覧会等の展示以外の用途に使用されていないこと。

[一部改正：昭53第308号（項番号8の2—14を変更）、昭53第915号（項番号8の2—16を変更）、昭61第587号、昭62第328号（項番号8の2—17を変更）、昭62第1306号（項番号8の2

—16を変更)、平7第297号、平18第395号]

(通し船荷証券に準ずるものとして税関長が適当と認める書類の取扱い)

8の2—15の2 令第31条第3項第1号の「通し船荷証券」に準ずるものとして取り扱う同項第3号の「税関長が適当と認めるもの」については、関税法基本通達68—5—9の2(通し船荷証券に準ずるものとして税関長が適当と認める書類の取扱い)の規定を準用する。

[追加: 令7第263号]

(輸入申告等がされない輸入物品等に対する特惠関税等の適用)

8の2—16 関税法その他関税に関する法律の規定に基づき一定の事実の発生により、直ちに関税の徴収が行われるものとされている貨物(例えば、保税蔵置場における亡失貨物等)のうち犯則貨物以外の貨物については、関税の賦課の際に特惠関税等適用のための原産地証明書が提出されたときは、当該物品の課税原因発生の日当該物品について特惠関税等の適用が停止されていない限り、特惠関税等を適用して差し支えない。

[一部改正: 昭53第308号(項番号8の2—16を変更)、昭53第915号(項番号8の2—18を変更)、昭55第369号、昭62第328号(項番号8の2—19を変更)、昭62第1306号(項番号8の2—18を変更)、平6第331号、平13第265号(項番号8の2—17を変更)]

(携帯品等における少額貨物についての原産地の決定)

8の2—17 本邦に入国する者がその入国の際に携帯し又は別送して輸入する物品(以下この項において「携帯品等」という。)における令第27条第1項第2号((少額貨物についての原産地の認定))に規定する「課税価格の総額」及び同条第2項((税関長による原産地の認定))に関する取扱いについては、次による。

(1) 「課税価格の総額」は、前記8の2—4の2の規定にかかわらず、次の区分によるそれぞれの物品(定率法第14条第7号((携帯品免税))の規定により関税が免税されるものを除く。)の課税価格の総額とする。なお、輸入の時期を異にする別送品については、それぞれの時期の別送品毎に「課税価格の総額」を計算する。

イ 入国者から定率法第3条の2第1項ただし書((入国者の輸入貨物に対する簡易税率によることを希望しない旨の申し出))に規定する入国者の輸入貨物に対する簡易税率によることを希望しない旨の申し出(以下この項において「簡易税率不適用の申し出」という。)があつたときは、特惠対象物品(特惠関税等の適用が停止されているものを除く。)に該当するすべての物品

ロ 入国者から簡易税率不適用の申し出がなかつたときは、特惠対象物品のうち特惠税率が無税のものに該当するすべての物品

(2) 携帯品等について、税関長が原産地の認定を行う場合において、物品の商標その他の当該物品が特惠受益国産品であることについての明確な資料がない場合であっても、次のいずれかにより当該物品が特惠受益国産品であることが確実と認められるときは、当該物品を特惠受益国を原産地とする物品として取り扱って差し支えない。

イ 入国者の所持する旅券又はこれに代わる証明書により入国者が特惠受益国を經由

してきたことが明らかであること。

ロ 入国者の所持する物品の購入代金受領証等により入国者が特惠受益国において当該物品を購入したことがあきらかであること。

[一部改正：昭53第308号（項番号8の2—17を変更）、昭53第915号（項番号8の2—19を変更）、昭55第369号、昭61第587号、昭62第328号（項番号8の2—20を変更）、昭62第1306号（項番号8の2—19を変更）、平元第326号、平5第348号、平7第297号、平7第1046号、平8第210号、平12第235号、平13第265号（項番号8の2—18を変更）、平18第395号]

[関連：定率基3の2—1、3の2—3、暫定基8の2—4]

第12節 暫定税率の適用を受ける物品に対する関税割当制度の適用

（関税割当制度の適用）

8の5—1 法第8条の5第2項（（関税割当制度））の規定による関税割当制度の適用については、定率法基本通達9の2—1から9の2—4まで（関税割当制度の適用）の規定を準用する。

[追加：昭61第587号]

[一部改正：平7第297号、平12第235号、平13第265号、平18第395号（項番号8の6—1を変更）]

第12の2節 E P A税率の適用を受ける物品に対する関税割当制度の適用等

[平18第832号、平19第420号節名改正]

（経済連携協定協定に基づく関税割当制度の適用）

8の6—1 法第8条の6第1項から第3項の規定による関税割当制度の適用については、定率法基本通達9の2—1（関税割当制度の適用を受ける輸入貨物の取扱い）から9の2—4（関税割当証明書の提出猶予された貨物の輸入手続）までの規定を準用する。この場合において、「関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号。以下、この節において「割当政令」という。）」とあるのは「経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成17年政令第35号。以下この節及び9—1において「経済連携協定割当政令」という。）」と、「割当政令」とあるのは「経済連携協定割当政令」と、「第2条第3項」とあるのは「第2条第7項」と、「暫定法別表第一に規定する一定の数量を限度として定められている税率」とあるのは「経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品の当該譲許の便益」と、「第2条第4項」とあるのは「第2条第8項」と、「関税割当貨物証明書第 号」とあるのは「 協定関税割当貨物関税割当証明書第 号」と、「第3条第1項ただし書」とあるのは「第2条第1項ただし書」と、「「関税割当証明書提出猶予申請書」（T-1000）」とあるのは「「経済連携協定関税割当証明書提出猶予申請書」（T-1000-2）」と読み替えるものとする。

なお、蔵入承認申請が行われた場合に、当該申請に係る貨物が経済連携協定に基づく関税割当制度を適用して輸入しようとするもののうち、経済連携協定割当政令別表第3第1項(1)若しくは(2)又は同表第3項(1)若しくは(2)に該当するものである場合には、蔵入承認申請書の提出の際に経済連携協定割当政令第2条第7項に規定する関税割当証明書

(当該貨物と同一の品目に係る割当てがされているものに限る。)の提示を求める。

[追加：平17第346号]

[一部改正：平18第395号（項番号8の7—1を変更）、平19第420号、平23第746号、平30第1692号]

第12節の3 経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税

[追加：平30第1692号]

(経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税)

8の7—1 法第8条の7の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、定率法基本通達11—1の規定を準用する。なお、同条の適用に当たっては、加工のためのものについて、本邦においてその加工をすることが困難かどうかを問わないので留意する。

[追加：平30第1692号]

(経済連携協定に基づく加工又は修繕用貨物の輸出の手続)

8の7—2 法第8条の7に規定する加工又は修繕のため輸出する場合の手続については、次による。

- (1) 令第31条の3第1項において準用する令第22条第1項に規定する申告書は、「加工・修繕輸出貨物確認申告書（経済連携協定関係）」(P—7720)（以下本節において「確認申告書」という。）とし、2通（原本、交付用）を輸出申告をする税関官署に提出することを求め、必要な確認を行ったときは、うち1通（交付用）に確認印を押印して申告者に交付する。

なお、当該申告書に記載された事項に変更があったときは、適宜の様式による変更届2通を提出させ、必要な確認を行ったときは、うち1通に確認印を押印して申告者に交付する。

- (2) 1契約に係る2回目以降の加工又は修繕用貨物の輸出申告の際には、既に確認を受けた確認申告書（交付用）を提示する。
- (3) 令第31条の3第1項において準用する令第22条第2項に規定する「加工又は修繕のため輸出するものであることを証する書類」は、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）第2条第1項第2号（（輸出の承認））の規定に基づき発給された輸出承認証又は加工、修繕に関する契約書とする。

ただし、当該契約書の提出が困難であると認められるときは、契約書以外の加工又は修繕の事実を証明し得る書類（例えば、外国の輸出者又は製造者との間の通信文書）であっても差し支えないものとする。

加工、修繕に関する契約書等は、1通提出させ、必要な確認を行ったときは、確認印を押印して申告者に返付する。なお、1契約に係る加工又は修繕用輸出貨物が分割又は継続して輸出される場合においては、2回目以降の輸出申告の際には、加工、修繕に関する契約書等の返付用の提示をもってその提出に代えて差し支えない。

- (4) 令第31条の3第1項において準用する令第22条第2項ただし書の規定に基づき、加工、

修繕に関する契約書等が提出されない場合には、確認申告書の「その他参考となるべき事項」欄に「令第31条の3第1項において準用する令第22条第2項ただし書扱い」である旨記載し、「加工・組立輸出貨物確認申告書」（P—7700）のうち「契約実績表（総括）（P—7700号—2）」及び「契約実績表（個別）（P—7700号—3）」を前記8—4(4)の規定に準じて提出する。

なお、後記8の7—3(4)に規定する手続を、確認申告書の裏面により行う場合には、「契約実績表（総括）（P—7700号—2）」及び「契約実績表（個別）（P—7700号—3）」の提出は要しないので留意する。

- (5) 貨物に付された識別記号（製造番号等）又は当該貨物に係る仕入書、パッキングリスト等の輸出関係書類の記載内容（以下この項において「識別記号等」という。）により、輸入の際にその同一性の確認が可能なものについては、写真、カタログ等の資料の提出は要しないものとする。この場合において、当該貨物に係る輸出申告書（許可書用）の税関記入欄に当該識別記号等を記入する等の措置を行うものとする。

なお、税関記入欄等への記入に代えて仕入書等に記載された識別記号等により、同一性の確認を行う場合には、その旨を税関記入欄に記載することとし、当該仕入書等の写しを税関に提出させ審査印を押印した上返付する。

[追加：平30第1692号]

[一部改正：令3第262号]

（経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税の手続）

8の7—3 法第8条の7の規定による加工又は修繕のため輸出された貨物の免税の手続については、次による。

- (1) 令第31条の3第1項において準用する令第23条第1項に規定する「加工又は修繕を証する書類」は、前記8の7—2の(3)による輸出承認証又は加工、修繕に関する契約書等とする。
- (2) 令第31条の3第1項において準用する令第23条第1項に規定する明細書は、「加工・修繕・組立製品減免税明細書」（T—1060）とし、1通（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。（関税法基本通達7—4参照））を提出させる。
- (3) 免税の手続に当たっては、令第31条の3第1項において準用する令第23条第1項に規定する書類の提出のほか、輸出の際に交付を受けた前記8の7—2の(1)に掲げる輸出許可に係る税関官署の確認済みの確認申告書を提示させる。
- (4) 令第31条の3第1項において準用する令第22条第2項ただし書の規定に基づき、加工、修繕に関する契約書等が提出されない場合は、確認申告書の裏面又は前記8の7—2(4)本文の規定により提出された契約実績表により、前記8—5(4)に準じて取り扱う。

[追加：平30第1692号]

[一部改正：令3第262号]

(経済連携協定に基づく加工又は修繕貨物を郵便により輸出入する場合の取扱い)

8の7—4 加工又は修繕貨物を郵便によって輸出又は輸入する場合（関税法第76条第1項の規定に基づく簡易手続が適用される場合に限る。）における法第8条の7の適用の手続は、次による。

(1) 輸出貨物について、最寄りの税関官署において関税法基本通達76—2—1の(4)の事前検査の手続を行う。この場合においては、同条の「輸出の許可の日」とは、便宜、当該輸出郵便物について令第31条の3第1項において準用する令第22条第1項の規定により税関が確認した日とする。

(2) その輸出及び輸入の際には、前記8の7—2及び8の7—3の手続を行う。

なお、輸入の際に提出することとされている輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書が無い場合にあっては、その提出を要しないものとする。

[追加：平30第1692号]

(経済連携協定に基づく加工又は修繕用貨物の輸出手続の特例)

8の7—5 法第8条の7の規定に係る加工又は修繕用の輸出貨物が特定輸出者又は認定通関業者の輸出申告に係る貨物であるときにおける当該加工又は修繕用貨物の輸出手続については、次のとおり取り扱って差し支えない。

(1) 前記8の7—2(1)に規定する確認申告書（交付用）については、輸出者に対して、当該申告書に相当する書類を適切に管理することを求めた上で、その作成を省略して差し支えないものとする（同項(1)なお書に規定する変更届について同じ。）。この場合において、同項(2)又は前記8の7—3(3)に規定する提示が必要となったときは、当該管理された書類を提示させる。

(2) 前記8の7—2(3)に規定する契約書等については、その写しの提出又は提示を認める。

(3) 前記8の7—2(5)に規定する同一性の確認は、仕入書等に記載された識別記号等により行うとともに、同項(5)なお書に規定する仕入書等の写しについては、提出の省略を認める。

[追加：令3第260号]

(経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税の特例)

8の7—6 法第8条の7の規定による加工又は修繕のため輸出された貨物の免税に係る輸入貨物が特例輸入者又は認定通関業者の輸入申告に係る貨物であるときにおける当該加工又は修繕のため輸出された貨物の免税手続については、次のとおり取り扱って差し支えない（前記8の7—5の規定の適用を受けた貨物については、当該貨物を輸出した者の名をもって輸入申告されるときに限る。）。

(1) 令第31条の3第1項において準用する令第23条第1項に規定する輸出された貨物の許可書又はこれに代わる税関の証明書及び前記8の7—3(1)に規定する契約書等については、その写しの提出を認める。

(2) 前記8の7—3(3)に規定する確認申告書については、輸入者に対して、当該申告書に

相当する書類を適切に管理することを求めた上で、提示の省略を認める。

[追加：平30第1692号]

[一部改正：令3第260号（項番号8の7—5を変更）]

（「1年を超えることがやむを得ないと認められる理由」の範囲）

8の7—7 法8条の7に規定する「1年を超えることがやむを得ないと認められる理由」の具体的範囲については、前記8—9と同様とする。

[追加：平30第1692号]

[一部改正：令3第260号（項番号8の7—6を変更）]

（経済連携協定に基づく加工又は修繕貨物の再輸入期間の延長の承認申請手続）

8の7—8 令第31条の3第2項において準用する定率法施行令第5条の3に規定する申請書は、「再輸入・再輸出・輸入期間延長承認申請書」（T—1065）とし、2通（原本、承認書用）を加工又は修繕用貨物の輸出許可税関官署に提出させ、承認したときは、うち1通（承認書用）に承認印を押印して申請書に交付する。この場合において、加工又は修繕のため輸出された貨物の免税を受けようとする貨物の輸入申告の際に、当該承認書の写しを提出させる。

[追加：平30第1692号]

[一部改正：令3第260号（項番号8の7—7を変更）]

第13節 軽減税率等

[令6第258号、令6第325号節名改正]

（軽減税率等の適用手続）

9—1 法第9条の規定により軽減税率の適用を受ける場合に必要とされる手続等については、次による。

- (1) 令第33条第1項に規定する書面は、「軽減税率等適用明細書」（T—1670）とし、2通（原本、事後確認用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。（関税法基本通達7—4（参照））を輸入（納税）申告書（特例申告貨物にあっては、特例申告書。以下この項において同じ。）に添付して提出させる。

この場合において、受理税関官署と当該貨物の使用場所の所在地を所轄する税関官署とが異なるときは、うち1通（事後確認用）を当該貨物の所在地を所轄する税関官署へ送付する。

- (2) 令第32条第1項第7号に掲げる物品のうち、税関長が予め確認を行った施設において飼料用に供されるものについては、共同利用施設確認書の写しを輸入（納税）申告書に添付して提出するものとする。
- (3) 令第32条第1項第8号に掲げる物品のうち、コーンフレーク製造用に使用するものについて、コーンフレーク製造者が、ひき割りとうもろこしの製造をひき割りとうもろこし製造業者に委託して行う場合にあつては、当該委託を証する書類として委託加

工契約書の写しを輸入（納税）申告書に添付して提出するものとする。

- (4) 令第32条第1項第1号並びに同条第2項第2号及び第8号に掲げる物品については、それぞれ令第33条第2項の規定により、上記(1)の明細書に当該物品である旨を証する主務大臣の証明書を添付しなければならないこととなっているので留意する。
- (5) 軽減税率等の適用を受けようとする物品の輸入申告者（特例申告貨物にあつては、特例輸入者（関税法第7条の2第1項に規定する特例輸入者をいう。）又は特例委託輸入者（同項に規定する特例委託輸入者をいう。））は、令第33条第3項において準用する令第8条第2項の規定により、当該物品の使用者に限定されている。

ただし、令第32条第1項第1号に掲げる物品については、その配分を行う者を、同項第2号、第3号若しくは第9号又は同条第2項第2号若しくは第7号に掲げる物品であるときは、物品の使用人又は販売者を、同条第1項第7号に掲げる物品であるときは、物品の使用人又は物品を使用する者に対し販売する者をいうことに留意する。

- (6) 上記(1)の明細書が、第32条第1項に掲げる物品のうち関税割当制度に関する政令別表に掲げる物品に係るものであると、同政令第2条第3項の規定に基づき発給された関税割当証明書を、令第32条第2項各号（第2号及び第8号を除く。）に規定する物品であるときは、経済連携協定割当政令第2条第7項の規定に基づき発給された関税割当証明書を当該明細書に添付して提出させるものとする

[一部改正：昭49第633号（項番号8—2を変更）、昭50第532号、昭51第336号、昭52第299号、昭54第319号、昭55第369号、昭59第332号、昭61第350号、昭61第587号、昭62第328号、平元第326号、平5第348号、平7第297号、平8第273号、平9第290号、平11第254号、平12第652号、平13第4号、平13第265号、平14第253号、平17第346号（項番号8の7—1を変更）、平18第395号、平19第420号（項番号8の9—1を変更）、平20第346号、平24第321号、平27第33号、平29第442号、平30第1692号]

（学校等給食用脱脂粉乳に関する用語の意義及び取扱い等）

- 9—2 令第32条第1項第1号に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

- (1) 定率法施行令第65条に規定する「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（助産施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除き、母子生活支援施設にあつては保育施設を有するもの、児童厚生施設にあつては保育施設を有する児童館に限る。）」とは、具体的には、児童福祉法の規定に基づき設置された乳児院（同法第37条）、保育施設を有する母子生活支援施設（同法第38条）、保育所（同法第39条）、保育施設を有する児童館（同法第40条）、児童養護施設（同法第41条）、障害児入所施設（同法第42条）、児童発達支援センター（同法第43条）、児童心理治療施設（同法第43条の2）及び児童自立支援施設（同法第44条）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の規定により設置された幼保連携型認定こども園（同法第2条第7項）をいう。こ

の場合において、「保育施設」とは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条（設備の基準）に規定する設備を有する保育施設をいうものとする。

(2) 令第33条第2項の規定により、軽減税率等適用明細書への添付を要する文部科学大臣又は内閣総理大臣の証明書については、その証明権限が、それぞれ文部科学省初等中等教育局長又はこども家庭庁成育局長に委任されているので、留意する。

(3) 令第33条第3項に規定する「物品の配分を行う者」とは、文部科学省初等中等教育局長又はこども家庭庁成育局長が学校等給食用脱脂粉乳の配分を行う者として証明する者であって、農林水産省畜産局長が適当と認める者である。具体的には、当該物品に対して農林水産大臣が発給する関税割当証明書の受給者であるので、留意する。

[追加：平7第297号]

[一部改正：平8第582号、平10第278号、平12第235号、平13第4号、平17第346号（項番号8の7—2を変更）、平18第395号、平19第420号（項番号8の9—2を変更）、平24第321号、平27第341号、令元第784号、令2第417号、令3第500号、令5第273号、令6第258号、令6第325号]

（配合飼料製造用脱脂粉乳等に関する用語の意義）

9—3 令第32条第1項第2号及び第3号並びに同条第2項第2号に掲げる物品に関する用語の意義については、次による。

令第1条及び令第45条第3項において規定する「飼料以外の用途に適さないもの」の取扱いについては、後記9の2—10の規定を準用する。

[追加：平7第297号]

[一部改正：平17第346号（項番号8の7—3を変更）、平18第395号、平19第420号（項番号8の9—3を変更）、平24第321号、平30第1692号]

（乳幼児用調製粉乳製造用ホエイ等に関する用語の意義）

9—4 令第32条第1項第4号及び同条第2項第3号に規定する「乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳」とは、乳児の正常な栄養要求を満たす母乳の代替となる粉乳若しくは液状乳、幼児の栄養補助となる粉乳若しくは液状乳又は胎児・乳児への栄養補給を目的とした妊産婦・授乳婦用の粉乳若しくは液状乳として製造される粉乳又は液状乳をいうものとする。

[追加：平7第297号]

[一部改正：平17第346号（項番号8の7—4を変更）、平18第395号、平19第420号（項番号8の9—4を変更）、平24第321号、平30第1692号、令元第784号]

（コーンフレーク等製造用とうもろこしに関する用語の意義及び取扱い等）

9—5 令第32条第1項第7号及び第8号に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

(1) 法第9条第1項に規定する「特定の用途」とは、当該貨物の輸入者が当該貨物を、コ

ーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用すること及び令第3条((飼料用に供するとうもろこしの指定))に規定する、粉碎その他の加工をしていないとうもろこしで他の物品を加えてないもののうち、飼料用に供するため飼料用に供する場所に運送されるもの（以下、本節において「丸粒とうもろこし」という。）とすることをいう。

- (2) 令第33条第1項第2号に規定する「当該物品の用途及び使用場所」とは、コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒にあつてあつては、当該物品の製造および当該製造場所をいうものとする。

なお、コーンフレーク製造者が原料とうもろこしからのひき割りとうもろこしの製造をひき割りとうもろこし製造者に委託して行う場合には、「ひき割りとうもろこしの製造及び当該製造場所」をも含むものとする。

- (3) 令第33条第10項第1号に規定する「受入先」とは、ひき割りとうもろこし製造者がコーンフレーク製造者の委託を受けた場合における当該製造委託者（コーンフレーク製造者）をいう。

[追加：昭50第532号]

[一部改正：昭60第1306号、昭61第587号（項番号8の7—3を変更）、平令第326号、平7第297号、平9第290号、平11第254号、平17第346号（項番号8の7—5を変更）、平18第395号、平19第420号（項番号8の9—5を変更）、平24第321号]

（飼料用に供するとうもろこしに関する用語の意義及び取扱い等）

- 9—6 令第3条((飼料用に供するとうもろこしの指定))に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

- (1) 令第3条に規定する「飼料用に供する場所」とは、次の場所及び施設をいう。

イ 七号物品使用者が直接飼料に供する場所

ロ 税関長の確認を受けた共同利用施設

ハ 複数の七号物品使用者が、自ら飼料を製造するために共同で所有する施設

- (2) 規則第1条の2に規定する「管理者」とは、令第3条第1項に規定する共同利用施設において、軽減税率適用原料、副原料及び製品飼料の搬出入を管理し、令第33条に規定する記帳義務等についての責任を負う者をいう。

- (3) 令第3条の規定に基づく共同利用施設の税関長に対する確認の申請は、「共同利用施設確認（申請）書」（P—8009）2通を、当該施設の所在地を所轄する税関本関（減免還付部門）に提出することにより行わせるものとする。

税関においてこれを確認したときは、1通を申請者に交付するとともに、その写しを各税関の減免還付部門に送付する。

なお、申請は共同利用施設の設置者が行うこととし、その代表者名を併せて記載させる。

おって、飼料用に供する場所が(1)ハの施設である場合には、(2)から(6)及び(8)の規定

を準用し、令第3条第1項に規定する共同利用施設に準じて当該施設の確認を行うものとする。

- (4) 共同利用施設の確認の申請に際し、規則第1条の3((共同利用施設についての確認に必要な手続))の規定により提出する書類は次による。

イ 農事組合法人の定款

ロ 共同利用施設の管理者及び構成員が明記され、事業における構成員の負担について定めたもの(定款により明らかな場合を除く)

ハ 共同利用施設の製造工程図、設備概要書、製造歩留りに関する書類等税関が用途外使用の有無を確認する際に参考となる事項を記載したもの

- (5) 共同利用施設の確認を行うに際しては、次の条件を付するものとする。

イ (4)に掲げる書類の記載事項に異動があった場合には、遅滞なく税関長に届け出る旨の条件

ロ 確認書の有効期間が、税関が確認を行った日以降の最初の3月31日で終了する旨の条件

ハ 共同利用施設を廃止する場合には、遅滞なく税関長に届け出る旨の条件

- (6) 税関における事後確認の結果、関税法規の順守状況が不良と評定された共同利用施設で、税関において指導を行っても、なお改善が十分でないものについては、確認の取消し等の措置により確認の実効を確保するものとする。

- (7) 令第33条の規定により共同利用施設の確認を受けた者が備え付けることとされる帳簿の記載等については、次によるものとする。

イ 帳簿の様式は適宜のもので差し支えないものとし、内容的に重複する事項は省略させる。

ロ 原料品と製品は別個の帳簿に記載させることとし、原料品については輸入者ごとに別葉とさせる。

この場合、年度別に一連の番号とした製造番号を付す等により、それらの相互の関係を明確にさせることとする。

なお、令第33条の記帳義務等の規定は、(1)ハの施設についても適用されることに留意する。

- (8) 共同利用施設の確認期間終了後、引き続き軽減税率適用原料による飼料製造を行う場合には、改めて(3)の手続きを行わせることになるが、申請内容に変更がない旨の申し出がある場合には、添付書類を省略させて差し支えない。

[追加：平8第273号]

[一部改正：平11第254号、平12第235号、平17第346号(項番号8の7—6を変更)、平18第395号、平19第420号(項番号8の9—6を変更)、平24第321号]

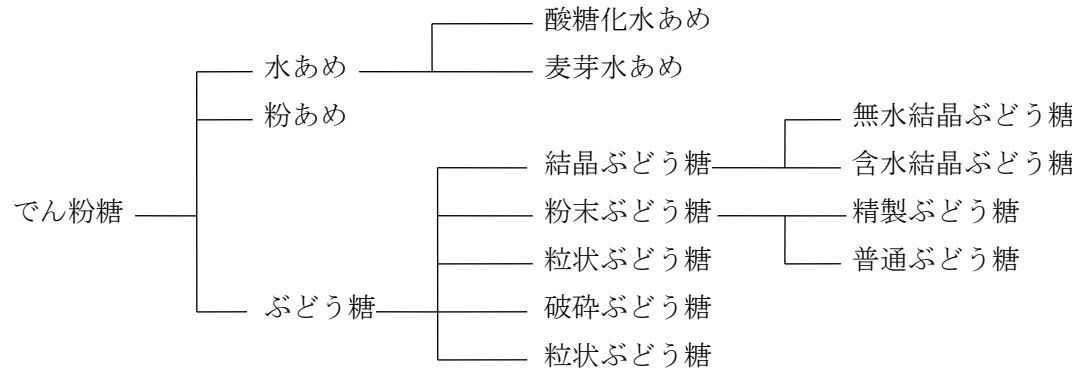
(でん粉糖等の製造に使用するでん粉に関する用語の意義及び取扱い等)

9—7 令第32条第1項第9号及び同条第2項第7号に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱

いについては、次による。

これらの号に規定する「でん粉糖」とは、でん粉を酸又は酵素で加水分解することにより製造される水あめ、ぶどう糖等の糖類をいう。

(参考)



これらの号に規定する「デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルー」とは定率法別表第35.05項に掲げるもの（その範囲については、関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）第35.05項を参照）に該当するものをいう。

(参考)

これらの製品は、一般的に次のような品名で呼称されている。

化工でん粉の種類	国内の品名
デキストリン	白色デキストリン 黄色デキストリン 特殊デキストリン 酵素変成デキストリン
デキストリングルー （主として液状のもの）	デキストリングルー ソルブルスターチグルー
可溶性でん粉	ソルブルスターチ 酸化でん粉（酸処理でん粉） アルファスターチ ジアルデヒドスターチ
ばい焼でん粉	ばい焼ソルブルスターチ ソルブルスターチガム
スターチグルー	アルカリでん粉

[追加：平7第297号]

[一部改正：平8第273号（項番号8の7―6を変更）、平13第1005号、平17第346号（項番号8の7―7を変更）、平18第395号、平19第420号（項番号8の9―7を変更）、平24第321号、平28第1558号、平30第1692号、令3第900号]

(軽減税率の適用を受けた石油化学製品製造用揮発油等に係る同時蔵置の取扱い)

9—8 軽減税率の適用を受けた令第32条第1項第13号に掲げる揮発油、同項第14号に掲げる灯油又は同項第15号に掲げる軽油（以下本項において「石油化学製品製造用揮発油等」という。）及びその他の揮発油、灯油又は軽油（以下本項において「その他の揮発油等」という。）に係る同時蔵置については、次による。

- (1) 軽減税率の適用を受けた令第32条第1項第13号に掲げる揮発油、同項第14号に掲げる灯油又は同項第15号に掲げる軽油について、同時蔵置を認めて差し支えない。
- (2) 石油化学製品製造用揮発油等（上記(1)により同時蔵置がされているものを含む。）とその他の揮発油等（内国貨物に限る。）の同時蔵置は認めて差し支えない。
- (3) 上記(1)の同時蔵置が行われた場合においては、石油化学製品製造用揮発油等の搬出は、先入先出方式によるものとする。

ただし、特にやむを得ない事情があると認められる場合においては、搬入者の選択によりその順序を定めることができるものとして差し支えない。

- (4) 上記(2)の同時蔵置が行われた場合においては、石油化学製品製造用揮発油等が優先的に搬出されて使用されるものとする。

ただし、特にやむを得ない事情があると認められる場合においては、搬入者の選択する方法により処理することとして差し支えない。

- (5) 石油化学製品製造用揮発油等の蔵置タンクが複数ある場合には、当該複数の蔵置タンクを一の蔵置タンクとみなし、上記(1)又は(2)の同時蔵置を認めて差し支えない。
- (6) 石油化学製品製造用揮発油等で上記(2)（上記(5)を含む。）により同時蔵置されたものについては、法第6条第1項（（石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付））の規定による関税の還付が行われないように留意する。

[全部改正：平9第290号]

[一部改正：平16第349号、平17第346号（項番号8の7—8を変更）、平18第395号、平19第420号（項番号8の9—8を変更）、平24第321号]

(石油化学製品製造用揮発油等について「製造に使用するもの」の意義)

9—9 令第32条第1項第13号に掲げる揮発油、同項第14号に掲げる灯油及び同項第15号に掲げる軽油について、法別表第1第2710.12号の1の(1)のC及び第2710.20号の1の(1)のC並びに第2710.12号の1の(2)のBの(2)、第2710.19号の1の(1)のBの(2)及び第2710.20号の1の(2)のBの(2)並びに第2710.12号の1の(3)、第2710.19号の1の(2)及び第2710.20号の1の(3)に規定する「製造に使用するもの」とは、当該製品の製造工程において、直接使用されるものをいう。したがって、例えば原料用揮発油の分解のための熱源として炉内において金属製反応管の外部で消費される（外熱方式）揮発油も含まれる。

[全部改正：平18第395号]

[一部改正：平19第420号（項番号8の9—9を変更）、平23第1418号、平24第321号]

(軽減税率等適用貨物に係る帳簿等の備付け)

9—10 軽減税率又は譲許の便益の適用を受けた貨物について、令第33条の規定により備え付けるべき帳簿等は、次に掲げるものとする。また、備付帳簿等を電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第2条第4号に規定する「電磁的記録」をいう。）により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則に定められた方法によるものとする。ただし、既存の営業上の帳簿等で、令第33条において規定された事項が記載された記載されたものが備え付けられている場合には、特にこれらの様式による帳簿等の作成は要しないものとする。

- (1) 令第32条第1項第6号に掲げる物品については、「コーンスターチ製造用無税とうもろこしに関する帳簿」（P—8010）
- (2) 令第32条第1項第7号に掲げる物品については、「丸粒とうもろこしに関する帳簿」（P—8014）及び「丸粒とうもろこしの使用状況報告書」（P—8013）
- (3) 令第32条第1項第8号に掲げる物品のうち、コーンフレーク製造用のものについては、「コーンフレーク製造用無税とうもろこしに関する帳簿」（P—8015）
- (4) 令第32条第2項第8号に掲げる物品については、「高糖度原料糖の使用に係る業務の報告書（輸入者用）」（P—8060）又は「高糖度原料糖の使用に係る業務の報告書（精製者用）」（P—8070）
- (5) 上記(1)から(4)までに該当する物品以外の物品については、「軽減税率等適用物品に関する帳簿」（P—8050）

[一部改正：昭49第633号（項番号8—9を変更）、昭50第532号（項番号8の7—9を変更）、昭51第336号、昭52第299号、昭54第319（項番号8の7—10を変更）、昭61第587号（項番号8の7—11を変更）、昭62第328号（項番号8の7—9を変更）、平元第326号、平2第294号（項番号8の7—9を変更）、平5第348号、平7第297号、平8第273号（項番号8の7—10を変更）、平9第290号、平11第254号、平17第346号（項番号8の7—11を変更）、平17第424号、平18第395号、平19第420号（項番号8の9—11を変更）、平24第321号、平27第341号、平29第442号（項番号9—11を変更）、平30第1692号]

（配合飼料製造用脱脂粉乳等に係る使用状況の報告）

9—11 令第33条第8項の規定に基づき配合飼料製造者及び受託製造者は、使用状況の報告を次のとおり行うものとする。

- (1) 使用状況の報告は、原則として軽減税率の適用を受けた輸入原料品の全量の製造が終了したときに、「製造終了届」（T—1130）1通を製造工場の所在地を所轄する税関（事後確認担当）へ提出することにより行わせる。
- (2) なお、当該工場が関税定率法第13条の承認工場である場合には、関税定率法基本通達13—14（（製造工場における製造終了届等の取扱い））に規定する製造終了届の提出をもって(1)の報告書の提出にかえて差し支えない。
- (3) 使用状況報告書等の内容に変更があることが判明した場合は、変更内容、理由等を

記載した書類を添えて製造工場の所在地を所轄する税関に提出させる。

[追加：平7第297号]

[一部改正：平8第273号（項番号8の7—11を変更）、平9第290号（項番号8の7—12を変更）、平17第346号（項番号8の7—13を変更）、平18第395号（項番号8の7—13を変更）、平19第420号（項番号8の9—12を変更）、平24第321号、平29第442号（項番号9—12を変更）、平29第570号]

（コーンスターチ製造用とうもろこしに係る使用状況の報告）

9—12 令第33条第4項において準用する同令第10条の規定によるコーンスターチ製造用とうもろこしに係る使用状況の報告は、毎月分の製造の実績について翌月15日までに「コーンスターチ製造用無税とうもろこしに関する帳簿」（P—8010）又はこれに代わる帳簿の写し1通をコーンスターチ製造業者から当該製造者の製造工場の所在地を所轄する税関（事後確認担当）へ提出させることにより行わせる。

[追加：平12第235号]

[一部改正：平17第346号（項番号8の7—14を変更）、平18第395号（項番号8の7—14を変更）、平19第420号（項番号8の9—13を変更）、平24第321号、平29第442号（項番号9—13を変更）]

（丸粒とうもろこしに係る使用状況の報告）

9—13 令第33条第11項の規定に基づき、丸粒とうもろこしの輸入者に対して、「丸粒とうもろこしの使用状況報告書」（P—8013）により、毎月分の引渡の実績（前月棚卸しの翌日から当月の棚卸しまでの期間）について翌月10日までに1通を輸入を許可した税関長（事後確認担当）へ提出を求めるものとする。

[追加：平7第297号]

[一部改正：平8第273号（項番号8の7—13を変更）、平9第290号（項番号8の7—14を変更）、平11第254号、平17第346号（項番号8の7—15を変更）、平18第395号（項番号8の7—15を変更）、平19第420号（項番号8の9—14を変更）、平24第321号、平29第442号（項番号9—14を変更）、平29第570号]

（シュレッドチーズの原料として使用するチーズに関する用語の意義）

9—14 令第32条第2項第5号及び第6号に規定する「シュレッドチーズ」とは、ナチュラルチーズを1個の重量が4g以下の細片にしたものをいう。

[追加：平27第33号]

[一部改正：平29第442号（項番号9—15を変更）、平30第1692号]

第13節の2 オーストラリア協定に基づく製造用原料品の譲許の便益の適用

[追加：平27第33号]

[平30第1692号節名改正]

（製造工場の承認の要件）

9の2—1 法第9条の2第1項（（経済連携協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適

用))に規定する製造工場の承認は、次の要件を充足するものに限り行う。

(1) 製造工場の申請者が、次の各号の一に該当しない者であること。

イ 申請者が法第9条の2第1項又は定率法第13条第1項((製造用原料品の減税又は免税))の製造工場の承認を取り消された者であつて、その取り消された日から3年を経ない場合

ロ 申請者が法その他関税に関する法令の規定に違反して刑に処せられ又は通告処分を受け、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から3年を経ない場合

ハ 申請者が法その他関税に関する法令以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経ない場合

ニ 申請者が上記イからハまでに該当する者を役員とする法人である場合又はこれらの者を代理人、支配人その他の主要な従業者として使用する者である場合

ホ 申請者の経営状況からして法の規定により課される関税等の徴収の経済的負担に耐えないと認められる場合(例えば、繰越欠損金が資本金の範囲を超えている場合で、かつ、今後の経営計画等により繰越欠損金の減少が見込まれない場合等)へ製造工場における輸入原料品、製品等を適正に管理するための責任体制、業務手順等を確保できる十分な能力がないと認められる場合

(2) 飼料用への加工を行う設備や計量器を設置しているなど、設備が製造工場として適していること。

[追加：平27第33号]

[一部改正：平30第1692号]

(製造工場の種別)

9の2—2 製造工場は、税関長が必要と認めたときにおいて随時に製品の検査を行う製造工場(以下「第1種承認工場」という。)と製造終了の届出の都度製品の検査を行う製造工場(以下「第2種承認工場」という。)とに区分して承認するものとし、その区分は、次によるものとする。

なお、第1種承認工場が第2種承認工場となる場合又は第2種承認工場が第1種承認工場となる場合においては、第1種承認工場又は第2種承認工場の廃業及び第2種承認工場又は第1種承認工場の新規承認として取り扱うものとする。

(1) 第1種承認工場とは、製品を連続して生産し、かつ、製品を連続して出荷する製造工場であつて、当該工場で使用する原料品及びその製品の種類、製造の方法、製造の期間その他の事情を勘案して、製造の届出の都度検査が必要でないと税関において認めた製造工場をいう。

(2) 第2種承認工場とは、上記(1)以外の製造工場であつて、製品の製造が間歇的で、かつ、その製造がおおむね1カ月以内に終了し、製品の一括引取りを行う製造工場をい

う。

[追加：平27第33号]

(製造工場の承認を行う税関官署)

9の2—3 法第9条の2第1項に規定する製造工場の承認に関する事務は、その製造工場の所在地を所轄する税関本関（保税地域の監督を担当する部門（以下「保税監督部門」という。））又は税関支署（保税事務を担当する部門）において行う。なお、税関支署において製造工場の承認に関する事務を行う場合には、製造工場の新規承認の際に、本関に協議を行う（ただし、定率法第13条第1項に規定する製造工場の承認を既に受けている者に対し、これと同一の又は隣接する敷地内における製造工場について、新たに法第9条の2第1項に規定する承認を行う場合を除く。）。

[追加：平27第33号]

(製造工場の承認の申請手続)

9の2—4 令第33条の4第1項((製造工場の承認申請手続))の規定による製造工場の承認申請は、「製造用原料品・輸出貨物製造用原料品製造工場承認申請書」(T—1070) 1通（税関支署において承認を行う場合には、2通）を税関に提出することにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、「製造工場承認書」(T—1080)を申請者へ交付する。

[追加：平27第33号]

(製造工場の承認申請書の添付書類)

9の2—5 製造工場の承認の申請に際し、承認申請書に添付すべき書類及びその取扱いについては、次による。

- (1) 承認申請書に添付すべき書類は、原則として、申請者の登記事項証明書及び信用状況を証するに足る書類並びに承認を受けようとする製造工場の図面（配置図及び求積図）、製造工程図、設備概要書、製品製造歩留りに関する参考書類及び社内管理規定(CP=Compliance-Program)とする。
- (2) 「登記事項証明書」は、申請者が法人の場合に添付させることとする。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に基づき、税関職員が法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には、添付を要しないものとする。申請者が個人の場合にあっては、これらの書類に代えて住民票を添付させる。
- (3) 「申請者の信用状況を証するに足る書類」としては、申請者が法人の場合にあっては、最近の事業年度における事業報告書を、申請者が個人の場合にあっては、納税証明書又はこれらの書類以外の書類でその資産状態を表示するものをそれぞれ添付させる。
- (4) 「社内管理規定」は、関税法基本通達34の2—9（社内管理規定の整備）に規定する貨物管理に関する社内管理規定とする。
- (5) 定率法第13条第1項に規定する製造工場の承認を既に受けている者が、同一の又は

隣接する敷地内における製造工場について、新たに法第9条の2第1項に規定する製造工場の承認申請を行う場合には、定率法第13条第1項に規定する製造工場の承認申請の際に提出された添付書類のうち、内容に変更がない等の理由により法第9条の2第1項に規定する製造工場の承認申請においても使用可能と判断できる書類については承認申請書への添付を省略して差し支えないものとする。また、法第9条の2第1項に規定する製造工場の承認申請と定率法第13条第1項に規定する製造工場の承認申請を同時に行う場合において、同一内容の添付書類については一部で足りるものとする。

[追加：平27第33号]

[一部改正：令3第900号]

(承認の際に付する条件)

9の2—6 製造工場の承認をするに際しては、次の条件を付するものとする。

- (1) 承認を受けた者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が関税法その他関税に関する法令の規定に違反した場合には、承認を取り消されることがある旨の条件
- (2) 製造工場に出入れされる貨物及び製造作業に関する帳簿を、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日までの間（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間）保存すべき旨の条件
- (3) 製造工場の承認内容に変更を生ずることとなつた場合には、その変更について承認を受け又は届出をしなければならない旨の条件

[追加：平27第33号]

(協同組合に対する製造工場の承認)

9の2—7 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく法人格を有す協同組合（以下、「協同組合」という。）が製造工場の承認を受けようとする場合は、次による。

- (1) 賃貸借契約により組合員からその工場を借り受けて製造する協同組合は、協同組合の代表者の名をもつて、税関の管轄区域内の製造工場について一括して申請できるものとする。
- (2) 前記9の2—2（製造工場の種別）の規定の適用に当たっては、「第1種承認工場」とする。
- (3) 製造工場の承認に際しては、前記9の2—6（承認の際に付する条件）のほか、次の条件を付す。

組合員（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者（以下、「組合員等」という。）が関税法その他関税に関する法令の規定に違反した場合には、当該組合員等の所属する工場が承認対象から除外され、又は協同組合の製造工場の承認が一括して取り消されることがある。

[追加：平27第33号]

(承認内容の変更の手続)

9の2—8 製造工場の承認内容の変更の手続は、次による。

- (1) 製造工場の所在地に変更がある場合（ただし、所在地の変更により所轄税関を異にする場合には、新たな承認とする。）には、承認を要する事項として取り扱い、その手続は適宜の様式による「製造工場内容変更承認申請書」2通を税関に提出することにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通にその旨を記載して申請者に交付する。
- (2) 次のいずれかに該当する場合には、届出を要する事項として取り扱い、その手続は、「製造工場承認内容変更届」（T—1090）2通を税関に提出することにより行わせる。
 - イ 製造工場の名称を変更する場合
 - ロ 製造工場の面積を増加し又は減少する場合
 - ハ 製造工場における製造方法（製造工程上の主な機械設備を含む。）を変更する場合
- (3) 製造工場の改築、移設その他の工事により、面積及び製品の製造歩留りに変更がない場合には、承認内容の変更に該当しないものとして取り扱って差し支えない。
- (4) 前記9の2—7（協同組合に対する製造工場の承認）の規定により一括して承認を受けた者が、同一の協同組合に所属する組合員の製造工場を新たに追加しようとするときは、承認を要する事項として取り扱い、その手続は上記(1)によるものとする。

この場合、「製造工場内容変更承認申請書」に前記9の2—5（製造工場の承認申請書の添付書類）に規定する書類を添付させるものとする。ただし、前記9の2—5(3)に規定する書類は、添付を省略させることができる。

- (5) 前記9の2—7（協同組合に対する製造工場の承認）の規定により一括して承認を受けた者が、その協同組合に所属する組合員の製造工場を廃業しようとするときは、当該製造工場の名称及び所在地、廃業の年月日並びに廃業の理由を記載した適宜の様式によりその旨を届出させるものとする。

なお、協同組合が一括して承認を受けた製造工場のすべてを廃業するときは、後記9の2—25（製造工場の廃業）に規定する手続によるものとする。

[追加：平27第33号]

(製造工場の承認の期間及び承認の期間の更新手続)

9の2—9 製造工場の承認の期間及び承認の期間の更新手続は、次による。

- (1) 製造工場の承認の期間は、第1種承認工場及び第2種承認工場とも承認の日から6年を超えないものとする。なお、引き続き輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品による製造を行う場合には、承認期間の更新手続を行わせるものとし、更新の期間についても6年を超えないものとする。

また、税関関係手数料令（昭和29年政令第164号）第8条第1項（（製造工場の承認手数料））において準用する同令第3条第1項（（保税工場の許可手数料））に規定する「承認

の日」とは、承認期間の起算日をいい、承認の処分を行つた日をいうものではないので、留意する。

- (2) 承認の期間の更新の申請は、「製造用原料品・輸出貨物製造用原料品製造工場承認申請書」(T-1070) 1通(税関支署において承認を行う場合には、2通)を税関に提出して行わせ、税関においてこれを承認したときは、「製造工場承認書」(T-1080)を申請者に交付する。なお、添付書類は、できる限り省略させるものとする。

[追加：平27第33号]

(「飼料以外の用途に適さないもの」の意義)

9の2-10 令第33条の2((飼料の指定))に規定する「飼料以外の用途に適さないもの」とは、家畜、家きん、魚類(いずれも産業用のほか、愛がん用又は鑑賞用のものを含む。)又はその他の産業用動物(ミンク及びきつねに限る。)の飼料として使用されるものであつて、これらの用途以外の用に供されるおそれのないものをいう。

(注) 家畜、家きんとは、具体的には次のようなものをいう。

(1) 家畜

イ ほ乳類：牛、水牛、やく、馬、ろ馬、ら馬、らくだ、となかい、ひつじ、やぎ、ラマ、アルパカ、豚、うさぎ、犬、猫、モルモット、ラット、マウス、ハムスター

ロ こん虫類：みつばち、かいこ

(2) 家きん 鶏、あひる、がちょう、七面鳥、きじ、ほろほろ鳥、うずら、鳩、くじやく、九官鳥、おうむ、小鳥

[追加：平27第33号]

(製造用原料品の輸入(譲許の便益の適用) 手続)

9の2-11 製造用原料品の輸入(譲許の便益の適用)の手続については、次による。

- (1) 令第33条の5第1項((製造用原料品に係る譲許の便益の適用手続))に規定する書面は、「製造用原料品譲許の便益適用明細書」(P-1100)とし、2通(原本、保税監督部門用)(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。)を提出することを求めるものとする。この場合において、保税監督部門用の適用明細書は、承認工場所轄税関の保税監督部門へ送付する。
- (2) 輸入(譲許の便益の適用) 製造用原料品の譲許の便益の適用申請は、輸入(譲許の便益の適用) 製造用原料品の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告。以下この節において同じ。)の際に、「輸入(納税) 申告書」(C-5020)(特例申告貨物にあつては、特例申告書。以下この節において同じ。)を通常の部数より1通多く提出して行い、税関においてこれを許可した(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出を受けた)ときは、輸入(納税) 申告書1通に許可印(特例申告貨物にあつては、審査印)を押なつて申告者へ交付し、他の1通を承認工場所轄税関の保税監督部門へ送付する。

- (3) 法第9条の2第3項((担保))の規定による担保は、輸入申告者の資力、信用等が確実と認められ、関税の徴収上支障がないと認められるときは、原則として提供を省略して差し支えないものとする。

[追加：平27第33号]

[一部改正：平29第570号]

(同種製造用原料品との混用使用)

9の2—12 法第9条の2第4項((同種製造用原料品との混用使用))の規定による同種製造用原料品の混用使用の承認は、次による。

- (1) 同項に規定する「同種製造用原料品の混用」とは、輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品と同種の内国貨物である製造用原料品であって法第9条の2第1項の譲許の便益の適用を受けていないものとの混用をいうものとし、輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品と同種の輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品との混用は、ここでの混用には当たらないものとする。
- (2) 輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品と同種の製造用原料品との混用使用の申請は、「製造用原料品・輸出貨物製造用原料品と同種の他の原料品との混用承認申請書」（T—1110）2通を承認工場所轄税関へ提出して行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押なつて申請者へ交付する。

[追加：平27第33号]

(同種製造用原料品との混用使用の包括承認の申請手続)

9の2—13 令第33条の6第2項((同種の原料品を混用する場合の手続))の規定により、同種の製造用原料品との混用使用の包括承認の手続については、次による。

- (1) 包括承認の申請は、「製造用原料品と同種の他の原料品との包括混用承認申請書」（P—1110）2通を承認工場所轄税関へ提出して行わせる。この場合、製造用原料品による製造の確認に支障がないときは、税関においてこれを承認し、うち1通に承認印を押なつて申請者へ交付する。
- (2) 包括承認の期間は、3月以内とする。なお、継続して包括承認を受けようとする場合は、当初の承認の期間の満了日が到来する前に前記(1)の手続により申請するものとする。
- (3) 包括承認をした場合において、帳簿への記帳状況等から製造用原料品による製造の確認に支障があると認めたときは、当該承認を取り消すこととする。

[追加：平27第33号]

(製造工場における貨物の同時蔵置)

9の2—14 製造工場において、飼料製造用原料品として輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品と同種の内国貨物である製造用原料品であって法第9条の2第1項の譲許の便益の適用を受けていないものについて、同一タンク等に蔵置することがやむを得ないと認められる場合には、関税法基本通達42—3（保税蔵置場における貨物の同時蔵置）の例に

準じて取り扱う。

また、当該貨物を同時蔵置するときは、搬入及び使用の前後の時点において検量を行う等により数量の測定を確実に行わせ、かつ、令第33条の11((製造用原料品に関する記帳義務))の規定により記帳を適正に行わせる。

[追加：平27第33号]

(製造工場における製造終了届等の取扱い)

9の2—15 製造工場における「飼料製造用原料品による製造終了届」(T—1130)(以下「製造終了届」という。)の提出、製品の検査及び製品の搬出の手続は、次による。

なお、製造終了届の様式については、製造作業の種類その他の事情により特に必要があると認められる場合においては、その実情に即するよう適宜調整を加えた様式として差し支えない。

(1) 第1種承認工場における取扱い

イ 製品(製品とは、完成品をいい、半製品は含まない。以下同じ。)の製造終了の届出は、製造終了届2通(保税監督部門用、交付(製品検査書)用)を翌月の10日までに毎月分の製造の実績について承認工場所轄税関へ提出することを求めるものとする。また、前記9の2—7(協同組合に対する製造工場の承認)の規定により承認を受けた協同組合については、その協同組合に所属する個別の製造工場ごとの製造終了届を取りまとめて製品の製造終了の届出を提出することを求めるものとする。

ロ 上記イにより製造終了届が提出されたときは、原則として現品検査を省略し、提出された製造終了届の内容を審査することにより、検査に代えて差し支えない。ただし、税関長が必要と認めた場合は、当該届出に係る製品の見本を提出させ、必要な検査を行うものとする。

ハ 上記ロにより検査(審査)が終了したときは、製造終了届1通に検査済証明印を押なつし、製品検査書として届出者へ交付する。

ニ 製品の搬出は、取締上支障がない限り上記ロによる製造終了届の提出前においてもできるものとし、責任者に搬出の事績を明らかにした日計表を作成させて、製造工場に保管させる。

なお、製造工場における製品のばら搬出については、次の各要件を充足するものについて認めて差し支えない。

(イ) ばら製品のばら搬出数量は、出荷時にホッパースケールで計量した数量又は出門時にトラックスケールで計量した数量による。この場合において、ホッパースケール又はトラックスケールの検定公差は、千分の一以下でなければならない。なお、ホッパースケール又はトラックスケールの精度については、計量法の規定による検査の際等の機会を利用して、随時確認するものとする。

(ロ) 製品の搬出に当たっては、責任者に日計表のほかに看貫票又はこれに代わるもの(以下「看貫票等」という。)を作成させて、当該製造工場に保管させる。

(2) 第2種承認工場における取扱い

イ 製品の製造終了の届出は、原則として輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品の全量の製造が終了したときに、製造終了届3通（保税監督部門用、検査手数料納付用、交付（製品検査書）用）を承認工場所轄税関へ提出することを求めるものとする。

ロ 上記イにより製造終了届が提出されたときは、原則として、現品検査を行うこととし、その際の検査については、関税法基本通達67—3—10（輸入検査の方法）の(1)に準ずる。

ハ 上記ロにより検査が終了したときは、製造終了届2通に検査済証明印を押なつして、うち1通を製品検査書として届出者に交付し、他の1通を検査手数料納付用として収納担当部門へ送付する。

ニ 製品の搬出は、原則として、上記ハによる製品検査書を届出者へ交付した後において行わせる。

なお、製造工場における製品のばら搬出については、これを認めない。

(3) 法第9条の2第1項及び定率法第13条第1項の承認を併せて受けている製造工場における取扱い

同一の又は隣接する敷地内に所在する製造工場について、法第9条の2第1項及び定率法第13条第1項の承認を併せて受けている場合で、かつ、製造工場の種別が同一の場合には、製造終了届にそれぞれの製造工場に係る製品の製造終了の届出の内容を併せて記載し、製造工場の種別に応じた部数を承認工場所轄税関へ提出することを求めるものとする。

[追加：平27第33号]

（製造用原料品の用途外使用）

9の2—16 法第9条の2第6項ただし書の規定による輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品の用途外使用の手続については、次による。

(1) 法第9条の2第6項ただし書の規定による用途外使用の承認は、輸入（譲許の便益の適用）の許可を受けた製造用原料品（特例申告貨物にあつては、特例申告書が提出された製造用原料品。次項において同じ。）が腐敗、変質その他の理由により製造用原料品として使用できない場合又は、用途外使用の目的内容からみて、その用途に供することがやむを得ないと認められる場合に限り行う。

(2) 令第33条の8の規定による用途外使用の申請は、「用途外使用等承認申請書」（T—1140）2通（原本、交付（承認書）用）を輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品が置かれている場所の所在地を所轄する税関（以下「蔵置場所所轄税関」という。）に提出することを求めることとし、税関においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押なつして申請者へ交付する。ただし、蔵置場所所轄税関と承認工場所轄税関とが異なる場合には、提出部数は3通とし、そのうちの1通に承認の旨を記載して承認

工場所轄税関の保税監督部門へ送付する。

[追加：平27第33号]

[一部改正：平28第403号]

(製造用原料品の用途外使用等の場合の関税の徴収)

9の2—17 法第9条の2第7項((関税を徴収する理由が発生した場合の関税の徴収))の規定による輸入(譲許の便益の適用)製造用原料品の用途外使用等に係る関税の徴収については、次による。

- (1) 法第9条の2第7項の規定により関税を徴収する場合における納税義務者は、その関税の徴収の原因となる理由に該当することとなつた者(輸入(譲許の便益の適用)の許可を受けた製造用原料品が同一用途に供されるために譲渡された後、その譲受者が当該製造用原料品を用途外使用等に供したような場合には、当該譲受者)である。
- (2) 製造用原料品について、法第9条の2第7項の理由が発生した場合は、当該理由の発生した部分について、その都度、直ちに関税を徴収する。

なお、令第33条の3((譲許の便益の適用をしない製造))の規定により製造用原料品とその製品の数量との割合(製造歩留り)が、当該製造工場における製造の方法、工場設備その他の事情を勘案して合理的と認められる割合を下回つた場合は、その下回つた製品数量に対応する製造用原料品数量について法第9条の2第1項に規定する「製造」がなされなかつたものとみなされるので、同条第7項の規定によりその割合を下回つた部分の製品に対応する当該製造用原料品について関税を徴収する。

- (3) 法第9条の2第7項ただし書後段((用途外使用の承認を受けた製造用原料品の変質、損傷等の場合))の規定により定率法第10条第1項((変質又は損傷による減税))の規定を準用する場合の取扱いは、定率法基本通達10—1(従価税品に対する変質、損傷減税の適用範囲)から10—6(変質又は損傷による減税の手続)までに準ずる。

なお、この場合において、「変質、損傷その他やむを得ない理由による価値の減少」には、使用による減耗を含むものとして取り扱う。(4)製造工場に対する検査又は輸入(譲許の便益の適用)製造用原料品による製造終了の検査(審査)の結果等により、輸入(譲許の便益の適用)製造用原料品について帳簿面の残高より現実の残高が不足していることが判明した場合においては、次によるものとする。

イ その不足の原因が、他の用途に使用され又は他の用途に使用する目的で譲渡されたことによると認められたときは、直ちにその不足分に対する関税を徴収する。

ロ その不足の原因が、乾燥による欠減、荷扱い、運送中の荷こぼれ等通常生ずべき欠減のみによるものと認められるときは、その不足分に対する関税の徴収を要しない。

なお、その不足分が合理的な範囲であるかどうかは、他の通常の事例と比較勘案して判定するものとする。

[追加：平27第33号]

(製造用原料品等の亡失又は滅却)

9の2—18 輸入（譲許の便益の適用）の許可を受けた製造用原料品又はその製品が災害その他やむを得ない理由により亡失した場合及び滅却の場合の手続については、次による。

- (1) 令第33条の9第1項((製造用原料品等の亡失の手続))の規定による亡失の届出は、「製造用原料品等の亡失届」(T-1150) 2通（原本、交付用）に亡失地を所轄する警察官署、消防官署その他の公的機関の災害等についての証明書1通を添付して、蔵置場所所轄税関に提出することを求めることとし、税関において亡失の事実を確認したときは、うち1通に受理印を押なつて届出者に交付する。ただし、蔵置場所所轄税関と承認工場所轄税関とが異なる場合には、提出部数は3通とし、そのうちの1通に確認の旨を記載して承認工場所轄税関の貨物の取締りを担当する部門（以下「保税取締部門」という。）へ送付する。
- (2) 令第33条の9第2項((製造用原料品等の滅却の手続))の規定による滅却の申請は、「製造用原料品等の滅却承認申請書」(T-1160) 2通（原本、交付（承認書）用）を蔵置場所所轄税関に提出することを求めることとし、税関においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押なつて申請者へ交付する。ただし、蔵置場所所轄税関と承認工場所轄税関とが異なる場合には、提出部数は3通とし、そのうちの1通に承認の旨を記載して承認工場所轄税関の保税取締部門へ送付する。
- (3) 上記(2)により製造用原料品等の滅却の承認を受けた申請者が承認に係る製造用原料品等を滅却するときは、原則として税関職員の立会いを要するものとする。
なお、この場合において、法第9条の2第8項((製造工場の承認手数料))の規定に基づく手数料令第8条第2項((製造工場の承認手数料))の手数料は、要しないので留意する。

[追加：平27第33号]

(製造用原料品に関する担保の解除)

9の2—19 法第9条の2第3項の規定に基づき製造用原料品の輸入（譲許の便益の適用）の際に提出させた担保は、原則として当該輸入（譲許の便益の適用）の製造用原料品の全部が製造された場合に解除する。ただし、輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品の一部が製造された際に検査したものについては、当該検査に係る分について解除して差し支えない。

なお、担保の解除に当たっては、令第33条の7第3項の規定により交付を受けた製品検査書を提出させ、関税法基本通達9の11—10（担保の解除手続）により処理する。

[追加：平27第33号]

[一部改正：令3第262号]

(製造用原料品の譲渡)

9の2—20 令第33条の10((製造用原料品の譲渡の場合の届出))の規定による輸入（譲許の便益の適用）の製造用原料品の譲渡の届出は、次による。

- (1) 輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品の譲渡の届出は、「製造用原料品等の譲渡届」（T-1170）2通（原本、交付用）を蔵置場所所轄税関へ提出することにより行わせ、税関においてこれを受理したときは、うち1通に受理印を押なつて届出者へ交付する。

ただし、蔵置場所所轄税関と譲渡先所轄税関とが異なる場合には、提出部数は3通とし、そのうちの1通に確認の旨を記載して譲渡先所轄税関へ送付する。

- (2) 輸入（譲許の便益の適用）の許可を受けた製造用原料品の譲渡届を上記(1)により受理した場合においては、法第9条の2第7項第2号（（製造用原料品の譲渡の場合の関税の追徴））の規定に該当しないものとして取り扱うこととなるので、留意する。

[追加：平27第33号]

（第2種製造工場の承認手数料の徴収）

9の2-21 第2種承認工場の承認手数料の徴収については、次による。

- (1) 承認手数料は、製造終了届を提出する際に、手数料令第8条第2項に規定する手数料の額に相当する印紙を添付（検査を省略する場合を考慮して貼付させないこと。）させるものとする。
- (2) 上記(1)による印紙による手数料は、実際に現場検査を行つた場合に限り収納するものとし、現場検査を省略したときは、当該印紙を返還するものとする。ただし、届出に係る製造の終了が当該製造工場における最終的なものではなく近い時期に現場検査を実施する見込みがあるときは、当該印紙による手数料を次回の承認手数料に充当して差し支えない。この場合においては、その旨を届出者に通知する。
- (3) 同令第8条第2項に規定する承認手数料については、人数について特に法律的制限はないが、便宜税関職員1人分を徴収する。

なお、同一税関職員が1回の出張において数箇所の工場（同一被承認者の工場については、1箇所として取り扱うものとする。）について現場検査を行つた場合であつても、各箇所ごとに税関職員1人分を徴収する。

- (4) 同令第8条第2項に規定する一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第1の行政職俸給表(一)に掲げる三級の職務にある税関職員が、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定により支給される旅費に相当する承認手数料額は、現場検査を行う税関職員が現実に勤務している場所から計算した額とする。したがって、保税地域へ派出した税関職員を現場検査に出張させる場合には、当該税関職員が勤務している当該保税地域の所在地から計算するものとする。
- (5) 税関においては、製造工場の承認の際に、当該製造工場の1回の現場検査に要する手数料の額を上記(4)により算出して、製造工場の承認を受けた者にあらかじめ知らせておくものとする。

[追加：平27第33号]

（製造工場の延べ面積の算定）

9の2—22 延べ面積の基礎となる製造工場の地域は、原料品置場（原料品置場が保税地域となつている場合を除く。）、製造工程上使用される工場施設及び製品置場をいうものとし、その延べ面積の算定は、関税法基本通達42—14（延べ面積の算定の方法）による。

[追加：平27第33号]

（法人の合併等の取扱い）

9の2—23 製造工場の承認を受けている法人が合併若しくは分割又は製造工場の承認を受けた者がその業務を譲り渡す（以下この項において「合併等」という。）ことに伴いその承認が失効するため、合併等の後も引き続き製造工場の承認を受けようとする場合は、合併等の後に存続する法人若しくは合併等により設立される法人又は当該業務を譲り受けた法人について、その合併等がなされることを前提として事前に承認の申請手続を行わせ、合併等の効力発生日（新法人の設立にあつては登記（成立）の日）に承認するものとする。

この場合において、合併等の後に存続する法人若しくは合併等により設立される法人又は当該業務を譲り受けた法人の承認の申請に係る関係書類は、事前に提出された書類により処理し、合併等の効力発生日後に正式に登記された法人の関係書類と差し替えることにより処理して差し支えないものとする。

[追加：平27第33号]

[一部改正：平28第403号]

（帳簿の備付け）

9の2—24 令第33条の11第1項（（製造用原料品に関する記帳義務））の規定により製造用原料品の譲許の便益の適用を受けた者が備え付ける帳簿については、同項各号に掲げる事項が記載されているものであれば、製造工場において使用している譲許の便益適用原料品、製品等に係る関係帳簿をもつて足りるものとし、その保存に当たっては、関税法基本通達61の3—1（保税工場における記帳義務）の(5)から(8)までの規定に準じて取り扱うものとする。

[追加：平27第33号]

（製造工場の廃業）

9の2—25 製造工場を廃業しようとする場合には、製造工場の名称及び所在地、廃業の年月日並びに廃業の理由を記載した適宜な様式によりその旨届出させるものとする。

[追加：平27第33号]

第14節 用途外使用等の制限

（用途外使用等に該当しない場合）

10—1 次に掲げる場合は、法第10条に規定する「その免除を受け、若しくは軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡」すること（以下本節において「用途外使用等」という。）に該当し

ないものとして取扱う。ただし、下記(2)から(5)までに該当する場合は、あらかじめ「用途外使用に該当しない用途の使用届」(T-1285) 1通を当該物品の所在地を所轄する税関官署に提出する。なお、下記(3)に該当する場合であって、あらかじめ「用途外使用に該当しない用途の使用届 (航空機の緊急的な修理用部分品関係)」(「用途外使用に該当しない用途の使用届」の表題に「(航空機の緊急的な修理用部分品関係)」と付記のうえ、使用させて差し支えない。) 1通を当該物品の所在地を所轄する税関官署に提出する場合には、「用途外使用に該当しない用途の使用届」の提出は省略して差し支えないものとする。ただし、「用途外使用に該当しない用途の使用届 (航空機の緊急的な修理用部分品関係)」は、当該修理に係る契約書等を添付して提出するものとし、当該契約書等に変更が生じ又は当該契約書等の契約期限若しくは更新期限が到来する場合には改めて提出するものとする。

- (1) 法の規定による関税の免除を受け、又は軽減税率の適用を受けた物品 (以下本節において「減免税を受けた物品」という。) を再輸出する場合
- (2) 予期しない当初の製造計画の変更等やむを得ない理由により、減免税を受けた物品を当該減免税を受けた用途と同一の用途に使用する者に譲渡する場合 (下記(3)の場合を除く。)
- (3) 法第4条第1号の規定により関税の免除を受けた物品を、当該免税を受けた用途と同一の用途に使用する者に、緊急的な修理用部分品として譲渡する場合
- (4) 減免税を受けた物品を、会社等の合併により承継し、当該減免税を受けた用途と同一の用途に使用する場合
- (5) 減免税を受けた物品が不適格等の理由によりこれを使用することができなくなった場合 (経済的な理由により使用できなくなった場合を含む。) において、当該物品を廃棄し、又はスクラップ化する場合 (ただし、当該スクラップを他の用途に供する場合には用途外使用の手続を要することになる。)
- (6) 法第9条第1項に規定する軽減税率の適用を受けた令第32条第1項第1号に掲げる物品が、次に掲げる用途に使用される場合であっても、その数量が当該用途につき合理的に必要とされる量の範囲内であれば、法第10条に規定する用途外使用には該当しないものとして取り扱う。

イ 学校給食用小麦粉 (パン) の品質批判会及び抜取検査のための試料用

ロ 学校給食用パンの試験焼用

ハ 学校給食用乾燥脱脂ミルクの衛生検査のための試料用

ニ 学校給食のための講習会用 (栄養管理講習会、調理講習会等)

ホ 学校給食普及のための試食会用

ヘ 学校給食実施校における調理従事員用

- (7) 法第4条の規定により関税の免除を受けた令第7条第1号に掲げる物品を、同条第2号に規定する部分品として使用する場合及び関税の免除を受けた同条第2号又は第3号に

掲げる物品を同条第1号に規定する物品として使用する場合

[一部改正：昭49第633号、昭50第532号、昭51第939号、昭61第587号、平令第326号、平2第294号、平5第348号、平7第297号、平9第290号、平14第253号、平17第346号、平18第395号、平19第420号（項番号9—1を変更、平20第346号）、平24第321号⑪]

（用途外使用等の承認）

10—2 法第10条ただし書に規定する用途外使用等の承認の取扱いについては、次による。

(1) 減免税を受けた物品の用途外使用等は、原則として承認しないものとする。ただし、次に掲げる場合には、用途外使用等の承認をして差し支えない。

イ 前記10—1(5)に該当するスクラップ化した物品を他の用途に供しようとする場合

ロ 法第9条第1項に規定する軽減税率の適用を受けた令第32条第1項第1号に掲げる物品であって、その品質が著しく低下し、厚生労働省その他の公的衛生機関の認定書又は公益財団法人日本乳業技術協会の検査成績書により給食用不適格品と認定されるものを飼料用又は食品加工原料用に供しようとする場合及び同条の規定により軽減を受けた物品を使用して製造した給食用の加工食品を災害救助用に供しようとする場合

ハ 上記イ及びロまでに掲げる物品のほか、減免税を受けた物品が事故による変質又は損傷、使用による損耗その他これらに準ずる理由により当該減免税の用途に使用できなくなったため、これを他の用途に供しようとする場合

(2) 上記(1)のイからハまでに掲げる場合以外の場合であって、やむを得ない理由により用途外使用等の承認を相当と認めるときは、あらかじめ本省に報告するものとする。

(3) 令第34条第1項に規定する申請書は、「用途外使用等承認申請書」（T—1140）とし、2通（原本、承認書用）を提出させ、承認したときは、うち1通（承認書用）に承認印（C—5006）を押なつて、申請者に交付する。

[一部改正：昭49第633号、昭50第532号、昭52第299号、昭61第587号、平令第326号、平2第294号、平5第348号、平7第297号、平9第290号、平13第4号、平13第265号、平17第346号、平18第395号、平19第420号（項番号9—2を変更）、平24第321号、平29第442号、令第3第262号]

第15節 用途外使用等の承認を受けた物品の関税の徴収等

（用途外使用の承認を受けた物品についての変質等による減税手続）

11—1 令第35条に規定する申請書は、「変質、損傷減税申請書」（「変質・損傷減税明細書」（T—1010）の表題中「明細書」を「申請書」に訂正のうえ、使用させて差し支えない。）とし、2通（原本、承認書用）を提出させ、承認したときは、うち1通（承認書用）に承認印（C—5006）を押なつて申請者に交付する。

[一部改正：平7第297号、平18第395号、平19第420号（項番号10—1を変更）、平24第321号]

（減免税物品の亡失又は滅却の届出手続）

11—2 令第38条((亡失及び滅却の届出))の規定に関する取扱いは、次による。

- (1) 同条第1項((亡失の届出))に規定する届出書は、「外国貨物等亡失届」(T—1350)とし、2通(原本、交付用)に亡失地の警察官署等の亡失に関する証明書類を添付して提出させ、亡失の事実を確認したときは、うち1通(交付用)に確認印(C—5000)を押なつて届出者に交付する。
- (2) 同条第2項((滅却の届出))に規定する届出書は、「減免税物品滅却届」(P—9510)とし、2通(原本、交付用)を提出させ、その理由がやむを得ないと認められるときは、うち1通(交付用)に滅却の方法及び滅却した場合の報告書の提出等についての必要な指示を記載し、確認印(C—5000)を押なつて届出者に交付する。
- (3) 上記(2)の届出に係る物品が滅却される場合には必要に応じその滅却に立ち会うものとする。

[一部改正：平7第297号、平18第395号、平19第420号(項番号10—2を変更)、平24第321号]

第16節 減免税物品の転用

(減免税物品の転用)

12—1 法第12条において準用する定率法第20条の3及び令第37条において準用する定率法施行令第61条の2の規定の適用については、定率法基本通達20の3—1、20の3—2(転用の確認申請の手続)の(1)及び20の3—3の規定を準用する。

この場合において、定率法基本通達20の3—2の(1)に規定する「減免税物品の転用確認申請書」は、令第34条第1項の規定による用途外使用等の承認申請書(前記10—2の(3)参照)とともに提出させるものとする。

[一部改正：昭50第532号、昭61第587号、平7第297号、平18第395号、平19第420号(項番号10の2—1を変更)、平24第321号]

第16節の2 更正の請求の特例等

[追加：平30第1692号]

(更正の請求の特例)

12の2—1 法第12条の2に規定する関税法第7条の15第1項の規定による更正の請求に係る手続等については、関税法基本通達7の15—1から7の15—5までの規定に準じて取り扱うものとする。

[追加：平30第1692号]

(再賦課決定の請求の手続)

12の3—1 法第12条の3第1項の規定による再賦課決定の請求については、当該再賦課決定の請求に係る貨物につき、関税法第8条第1項の規定による賦課決定をした税関官署の長に対して行わせるものとし、次により取り扱う。

- (1) 再賦課決定の請求は、「関税賦課決定請求書」(P—8100) 1 通に令第 37 条の 2 第 2 項に規定する書類のほか、その請求の対象となる賦課決定に係る輸入許可通知書又は賦課決定通知書若しくは納税告知書(税関職員が口頭で賦課決定の通知又は納税の告知をした場合を除く。)を添付して税関に提出することにより行う。
- (2) 再賦課決定の請求の代理については、関税法基本通達 7—2 に準ずる。

[追加：平30第1692号]

(賦課決定請求書の受理及び調査)

12 の 3—2 賦課決定請求書の受理及び調査に関する取扱いは、次による。

- (1) 賦課決定請求書を受理した場合における当該賦課決定請求書の「請求番号」の欄の記載については、関税法基本通達 7 の 14—3 (修正申告書の受理及び審査) の(1)と同様とする。
- (2) 賦課決定請求書が提出された場合においては、当該賦課決定請求書が法第 12 条の 3 第 1 項の規定により、再賦課決定の請求ができる期間内に提出されたものであるかどうか等を十分に審査し、その請求が適法に行われたものであるときは、その請求に係る理由について調査する。

[追加：平30第1692号]

(再賦課決定をしない場合の決議)

12 の 3—3 再賦課決定の請求があった場合において、税関においてその請求に係る税額等について調査した結果、再賦課決定をすべき理由がないと認めたときは、「賦課決定をしないことの通知書」(P—8110) (原本) により、その決議を行う。

[追加：平30第1692号]

(再賦課決定をしない旨の通知)

12 の 3—4 法第 12 条の 3 第 3 項の規定による再賦課決定をすべき理由がない旨の通知は、「賦課決定をしないことの通知書」(通知用) を再賦課決定の請求をした者に送達することによって行う。この場合には、前記 12 の 3—1 (1)により添付された輸入許可通知書又は賦課決定通知書若しくは納税告知書をその請求をした者に返付する。

[追加：平30第1692号]

(再賦課決定をしない場合の輸入申告書の処理)

12 の 3—5 再賦課決定の請求があった場合(輸入申告書が提出された貨物に係る再賦課決定の請求である場合に限る。)において、再賦課決定をしないこととなったときは、その請求に係る輸入申告書の原本の「税関記入欄」に賦課決定請求書の請求番号及び請求年月日並びに賦課決定をしないことの通知書の番号及び年月日を記載する。(再賦課決定に係る過納金の還付加算金) 12 の 3—6 法第 12 条の 3 第 1 項の規定による再賦課決定について、再賦課決定に係る還付加算金の計算については、次による。

- (1) 法第 12 条の 3 第 4 項において適用する関税法第 13 条第 2 項に規定する還付加算金を計算する場合には、その請求があった日の翌日から起算して 3 月を経過する日と再

賦課決定があつた日の翌日から起算して1月を経過する日とのいずれか早い日の翌日がその計算の始期となるので留意する。

- (2) 法第12条の3第4項において適用する関税法第13条第2項第2号に規定する「決定があつた日」とは、「関税再賦課決定通知書」(C—1040)(国際郵便物に係る場合であつて電算処理する場合には、「関税(再)賦課決定通知書」(C—1041)を使用する。)が送達された日をいうが、実務的には、「関税再賦課決定通知書」又は「関税(再)賦課決定通知書」を發した日にその送達があつたものと解して差し支えない

[追加：平30第1692号]

第16節の3 経済連携協定に基づく締約国原産品であることの確認

[追加：平27第33号]

[平30第1692号(節名第16節の2)を変更]

(経済連携協定の略称)

12の4-1 本節における経済連携協定、各経済連携協定に規定する原産地証明書等の略称は、それぞれ次による。

- (1) 「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」(平成14年条約第16号)・・・・・・・・・・シンガポール協定
- (2) シンガポール協定第31条に基づく原産地証明書・シンガポール協定第産地証明書
- (3) 「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」(平成17年条約第8号)・・・・・・・・・・メキシコ協定
- (4) メキシコ協定第39条に基づく原産地証明・・・・・・・・メキシコ協定原産地証明
- (5) 「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」(平成18年条約第7号)・・・・・・・・・・マレーシア協定
- (6) マレーシア協定第40条に基づく原産地証明書・・・・マレーシア協定第産地証明書
- (7) 「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定」(平成19年条約第8号)・・・・・・・・・・チリ協定
- (8) チリ協定第44条に基づく原産地証明書・・・・・・・・チリ協定第産地証明書
- (9) 「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」(平成19年条約第19号)・・・・・・・・・・タイ協定
- (10) タイ協定第40条に基づく原産地証明書・・・・・・・・タイ協定原産地証明書
- (11) 「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」(平成20年条約第2号)・・・・・・・・・・インドネシア協定
- (12) インドネシア協定第41条に基づく原産地証明書・インドネシア協定原産地証明書
- (13) 「経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定」(平成20年条約第6号)・・・・・・・・・・ブルネイ協定
- (14) ブルネイ協定第37条に基づく原産地証明書・・・・ブルネイ協定原産地証明書
- (15) 「包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協

- 定」(平成20年条約12号)・・・・・・・・・・アセアン包括協定
- (16) アセアン包括協定附属書4第2規則に基づく原産地証明書・・・・・・・・・・アセアン協定原産地証明書
- (17) 「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」(平成20年条約16号)・・・・・・・・・・フィリピン協定
- (18) フィリピン協定第41条に基づく原産地証明書・・・・・・・・フィリピン協定原産地証明書
- (19) 日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定(平成21年条約第5号)・・・・・・・・・・スイス協定
- (20) スイス協定附属書2第15条に基づく原産地証明・・・・・・・・スイス協定原産地証明
- (21) 「経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定」(平成21年条約第8号)・・・・・・・・・・ベトナム協定
- (22) ベトナム協定第附属書2に基づく原産地証明書・・・・・・・・ベトナム協定原産地証明書
- (23) 「日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定」(平成23年条約第7号)・・・・・・・・・・インド協定
- (24) インド協定附属書3第3節に基づく原産地証明書・・・・・・・・インド協定原産地証明書
- (25) 「経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定」(平成24年条約第2号)・・・・・・・・・・ペルー協定
- (26) ペルー協定第53条に基づく原産地証明・・・・・・・・ペルー協定原産地証明
- (27) 「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」(平成26年条約第19号)・・・・・・・・・・オーストラリア協定
- (28) オーストラリア協定第3・15条に基づく原産地証明書・・・・・・・・・・オーストラリア協定原産地証明書
- (29) オーストラリア協定第3・16条に基づく原産地証明文書・・・・・・・・・・オーストラリア協定原産品申告書
- (30) 「経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定」(平成27年条約第1号)・・・・・・・・・・モンゴル協定
- (31) モンゴル協定第3・16条に基づく原産地証明書・・モンゴル協定協定原産地証明書
- (32) 「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」・・・・・・・・CPTPP
- (33) CPTPP第3・20条に基づく原産地申告・・・・・・・・・・CPTPP原産品申告書
- (34) 「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」・・・・・・・・・・EU協定
- (35) EU協定第3・16条に基づく原産地申告・・・・・・・・・・EU協定原産品申告書
- (36) 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定・・・・・・・・・・米国協定
- (37) 米国協定附属書I第C節第1款9(a)に基づく産品が原産品であることの輸入の時の申告・・・・・・・・・・米国協定原産品申告書
- (38) 「包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド

- 連合王国との間の協定」・・・・・・・・・・・・・英国協定
- (39) 英国協定第3・2条、同附属書3-A、3-B及び同附属書付録3-B-1に定める品目別規則・・・・・・・・・・・・・英国品目別規則
- (40) 「地域的な包括的経済連携協定」・・・・・・・・・・・・・RCEP協定
- (41) RCEP協定第3・16条に基づく原産地証明・・・・・・・・・・・・・RCEP協定原産地証明

[追加：平27第33号]

[一部改正：平28第528号、平30第1692号（項名12の2-1）を変更、令元第1689号、令2第1088号、令3第919号、令7第263号]

（原産品であることの確認の意義及び対象貨物）

12の4-2 各経済連携協定に基づく原産品であることの確認は、当該経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用が要求された貨物が締約国原産品（関税法施行令第61条第1項第2号イに規定する締約国原産品をいう。）であるかどうかを確認することにより関税の譲許の便益の適正な確保を図るために行うものであり、その実施に当たっては、効率的かつ適確に実施する観点から、原則として、輸入された貨物に対して行うものとする。なお、原産品であることの確認は、法第12条の4第1項に基づく後記12の4-3によるほか、関税法第105条第1項第6号（税関職員の権限）に基づき検査、資料の求め等を行うことができるので留意すること。

[追加：平27第33号]

[一部改正：平30第1692号（項名12の2-2）を変更]

（経済連携協定に基づく原産品であることの確認の方法）

12の4-3

- (1) 法第12条の4第1項第1号に規定する輸入者に対し資料の提供を求める方法とは、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。

経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定
ペルー協定	ペルー協定第66条2(a)
オーストラリア協定	オーストラリア協定第3・21条2(a)
CPTPP	CPTPP 第3・27条1(a)及び(d)、第4・6条1
EU 協定	EU 協定第3・21条 1
米国協定	米国協定附属書 I 第 C 節第1款10(a)
英国協定	英国協定第3・21条 1
RCEP 協定	RCEP 協定第3・24条1(a)

また、法第12条の4第1項第1号に規定する方法により確認を行う場合における情報の要請は、質問書で行うものとする。なお、米国協定においては、輸入者への資料の提供の求めに対し、輸出者又は生産者が税関に当該情報を直接提供する方法を含む。

- (2) 法第12条の4第1項第2号に規定する協定相手国の権限ある当局又は税関当局とは、

次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる機関をいい、また、同号に規定する協定相手国の権限ある当局、税関当局、輸出者又は生産者（以下この節において、「輸出者等」という。）等に対し質問し、又は資料の提供を求める方法とは、同表第3欄に掲げる規定によるものをいう。

経済連携協定	協定相手国の権限ある当局 又は税関当局	原産品であるかどうかの 確認方法の規定
メキシコ協定	メキシコ経済省	メキシコ協定第44条1(a)及び(b)
マレーシア協定	マレーシア国際貿易産業省	マレーシア協定第43条1
チリ協定	チリ外務省国際経済関係総局	チリ協定第47条1
タイ協定	タイ商務省又はこれを継承する当局	タイ協定第43条1
インドネシア協定	インドネシア商業省	インドネシア協定第45条3
ブルネイ協定	ブルネイ外務貿易省	ブルネイ協定第40条1
アセアン包括協定	ブルネイ財務経済省、ブルネイ外務貿易省、カンボジア商工省、カンボジア経済特区、インドネシア商業省、ラオス商工省、ラオス商工会議所、ラオス経済特区、マレーシア国際貿易産業省、ミャンマー商業省、フィリピン関税局、シンガポール税関、タイ商務省又はこれを承継する当局、ベトナム商工省、ベトナム輸出入管理事務所及びベトナム工業輸出加工区	アセアン包括協定附属書4第6規則1
フィリピン協定	フィリピン関税局	フィリピン協定第43条1
スイス協定	スイス連邦税関管理局	スイス協定附属書2第5節第25条1
ベトナム協定	ベトナム商工省	ベトナム協定附属書3第6規則1

インド協定	インド商工省商務局	インド協定附属書3第6節1
ペルー協定	ペルー通商観光省又はその 後継機関	ペルー協定第66条2(b)及び (c)
オーストラリア協定	オーストラリア税関又はオ ーストラリア税関より権限 を与えられた機関	オーストラリア協定第3・ 21条2(b)及び(c)
モンゴル協定	モンゴル産業省	モンゴル協定第3・18条2
CPTPP	各締約国の税関当局又は附 属書3-A6の規定により通報 される当局 (具体的には別途事務連絡 する)	CPTPP 第3・27条1(b)及び (d)、第4・6条1
EU 協定	欧州連合構成国の税関当局	EU 協定第3・22条
英国協定	英国の税関当局	英国協定第3・22条
RCEP 協定	RCEP 協定第3・1条(c) に規 定する政府機関又は同条(i) に規定する機関（具体的 には別途事務連絡する。）	RCEP 協定第3・24条1(b)及び (c)

また、法第12条の4第1項第2号に規定する方法による輸出締約国の輸出者等に対する情報の要請は、以下のとおり行うものとする。

イ 情報の要請を行う場合には、総括原産地調査官に協議するとともに、総括原産地調査官を経由して本省を通じて行うものとする。

ロ 情報の要請の実施にあたっては、当該貨物の輸入者に対し当該規定及び確認を行うことを説明するとともに、当該確認の実施に先立ち、輸入者に対し照会を行う等、疑義の解明に努めるものとする。

ハ 情報の要請は質問書で行うものとし、輸出締約国に所在する日本国大使館を経由し行うこととする。

ニ 緊急に質問書を送付する必要がある場合等は、輸出締約国に所在する日本国大使館を経由するのと平行し、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、直接質問書を送付することとする。

ホ ペルー協定においては、輸出者、認定輸出者又は生産者に対し、上記の表第2欄に掲げる協定相手国の権限のある政府当局を通じて情報を要請することが可能である。

ヘ メキシコ協定において、輸出者等に対する質問書は、次のいずれかの方法により送付するとともに、直ちにメキシコ経済省に通報するものとする。なお、輸出者等

への連絡及び質問書の回答は、英語によるものとする。

(イ) 受領の確認を伴う配達記録郵便又は書留郵便

(ロ) 受領の確認を伴うその他の方法

ト CPTPP においては、輸出者、生産者あるいは権限ある当局が発給した原産地証明書により特惠待遇の要求を行った場合は、上記表第2欄に掲げる協定相手国の権限ある当局又は税関当局に対し、支援を求めることが可能である。

チ EU 協定においては、輸出者等が作成した EU 協定原産品申告書により特惠待遇の要求を行った場合には、上記表第2欄に掲げる税関当局（当該輸出者又は生産者が所在する国の税関当局）に対し、情報を要請することが可能である。

リ 英国協定においては、輸出者等が作成した英国協定原産品申告書により特惠待遇の要求を行った場合には、上記表第2欄に掲げる税関当局に対し、情報を要請することが可能である。

ヌ RCEP 協定においては、以下のとおり行うものとする。

(イ) 輸出者又は生産者に対し情報を要請する場合、製品の輸出者又は生産者及び輸出締約国の権限のある当局に対し、原産地証明の写し及び要請の理由を付した書面を送付する。

(ロ) 輸出締約国の発給機関又は権限のある当局に対し情報を要請する場合、当該発給機関又は当局に対し、原産地証明の写し及び要請の理由を付した書面を送付する。

(ハ) 輸出締約国が、RCEP 協定第 3・24 条の注の規定に基づき輸入締約国からの確認のための単一の連絡部局（以下、この節において「連絡部局」という。）を指定している場合、上記(イ)及び(ロ)の書面の送付は連絡部局を通じて行う。

(3) 法第12条の 4 第1項第3号に規定する輸出者又は生産者の事務所等において実地に書類その他の物件を調査する方法とは、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。

経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定
オーストラリア協定	オーストラリア協定第3・21条2(d)
CPTPP	CPTPP 第3・27条1(c)及び(d)、第4・6条1及び2
RCEP 協定	RCEP 協定第3・24条1(d)及び3

また、法第12条の4第1項第3号に規定する方法による輸出者等に対する調査は、以下により行うものとする。

イ 調査の実施にあたっては、総括原産地調査官に協議するとともに、総括原産地調査官を経由して本省を通じて立入、調査の受け入れの要請を行うものとする。

ロ 調査の実施にあたっては、当該貨物の輸入者に対し当該規定及び確認を行うことを説明するとともに、当該確認の実施に先立ち、輸入者に対し照会を行う等、疑義の解明に努めるものとする。

ハ オーストラリア協定にあっては、法第12条の4第1項第3号の方法により確認を行う場合における訪問の実施の要請については、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前までに輸出締約国に所在する日本国大使館を通じ、輸出締約国の権限のある政府当局に書面を送付することとする。

ニ 上記ハの書面は、次の事項を含むものとする。

- (イ) 要請を送付する税関当局を特定する事項
- (ロ) 要請が送付される輸出者等の氏名又は名称
- (ハ) 当該書面により要請が行われた日
- (ニ) 訪問の実施を希望する日及び場所
- (ホ) 訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっているものについての明記を含む。）
- (ヘ) 訪問に参加する本邦の税関当局の職員の氏名及び官職
- (ト) 後記12の4-6に規定するオーストラリア協定の回答期限

ホ CPTPP にあっては、確認のための訪問についての書面による要請に同意するため、又は当該要請を拒否するため、当該要請の受領の日から30日の期間を与えるとともに、輸入者及び輸出締約国に当該確認の開始について書面により通報することとする。なお、輸出締約国に対し、書面を送付するに当たっては、その国に所在する日本国大使館を通じて行う。

ヘ CPTPP に係る繊維及び繊維製品に対して確認を行う場合においては、以下の通り行うものとする。

- (イ) 輸出者又は生産者に対し、関連する記録又は施設にアクセスするための許可を事前に要請する。
- (ロ) 上記(イ)の事前の通報が訪問の実施の実効性を損なうおそれがある場合は、当該通報は要しない。
- (ハ) 輸出締約国の政府に対して、訪問の実施の20日前までに以下の事項について通報を行う。
 - i 訪問を希望する
 - ii 訪問の対象となる輸出者及び生産者の数（ただし、当該輸出者及び生産者の氏名又は名称を特定する必要はない。）
 - iii 輸出締約国による支援を要請するかどうかおよび当該支援の種類
 - iv 関税法令違反に基づいて確認が行われており、通報が適当な場合には、確認を行っている関税法令違反について
 - v 輸入者が特惠待遇を要求したかどうか

ト RCEP 協定にあっては、輸出者又は生産者及び輸出締約国の権限ある当局に対し、訪問の実施を予定する日付及び場所並びにその具体的な目的を明記した書面によって、かつ、輸出締約国が連絡部局を指定している場合には連絡部局を通じて、

確認のための訪問についての同意を要請することとする。また、確認のための訪問は、上記(2)ヌ(ロ)に規定する輸出締約国の発給機関又は権限のある当局に対する確認手続を実施した後に行うものとする。

- (4) 法第12条の4の第1項第4号に規定する協定相手国の権限ある当局が輸出者又は生産者の事務所等において行う検査に我が国の税関職員を立ち合わせ、検査において収集した資料を提供することを求める方法とは、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。

経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定
メキシコ協定	メキシコ協定第44条1(c)
マレーシア協定	マレーシア協定第43条1
チリ協定	チリ協定第48条1
タイ協定	タイ協定第44条1
インドネシア協定	インドネシア協定第44条1
ブルネイ協定	ブルネイ協定第41条1
アセアン包括協定	アセアン包括協定附属書4第7規則1
フィリピン協定	フィリピン協定第44条1
スイス協定	スイス協定附属書2第5節第25条8
ベトナム協定	ベトナム協定附属書3第7規則1
インド協定	インド協定附属書3第7節1
ペルー協定	ペルー協定第66条2(d)
モンゴル協定	モンゴル協定第3・19条 1

また、法第12条の4第1項第4号に規定する方法により確認を行う場合には、上記(2)のイ及びロに準じるとともに、以下により行うものとする。

イ マレーシア協定原産地証明書、インドネシア協定原産地証明書、ブルネイ協定原産地証明書、フィリピン協定原産地証明書、インド協定原産地証明書及びモンゴル協定原産地証明書の場合にあっては、原則、上記(2)の方法を最初に行い、その結果に満足しない場合に行うものとする（インド協定原産地証明書を除き、例外的と認められる場合には、上記(2)の方法の前又は間に法第12条の2第1項第4号の方法を行うことができるが、この場合は上記(2)については行うことができないので留意する。）。

ロ 法第12条の4第1項第4号の方法により確認を行う場合における訪問の実施の要請については、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前（メキシコ協定原産地証明及びペルー協定原産地証明の確認にあっては30日前。アセアン包括協定原産地証明書、ベトナム協定原産地証明書及びインド協定原産地証明書にあっては60日

前。)までに輸出締約国に所在する日本国大使館を通じ、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、次の事項を含む書面を送付することとする。

- (イ) 当該書面を送付する関係当局を特定する事項
- (ロ) その施設への訪問が要請される輸出者等の氏名又は名称
- (ハ) 訪問の実施を希望する日及び場所
- (ニ) 訪問の目的及び実施の範囲(確認の対象となっている原産地証明書記載の製品の明記を含む。)
- (ホ) 訪問に立ち会う本邦の関係当局の職員の氏名及び官職
- (ヘ) 後記12の2-7に規定する回答期限

- (5) 法第12条の4第1項第5号に規定する方法とは、両締約国が合意するその他の方法であって、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。

経済連携協定	原産品であるかどうかの確認の方法
シンガポール協定	シンガポール協定第33条1
メキシコ協定	メキシコ協定第44条1(d)
CPTPP	CPTPP 第3・27条1(e)
EU 協定	EU 協定第3・21条 4
英国協定	英国協定第3・21条 4
RCEP 協定	RCEP 協定第3・24条1(e)

なお、シンガポール協定原産地証明書の真偽等シンガポール協定に基づく税率の適用に際して疑義が生じ、シンガポールに照会する場合には本省を通じて行うこととする。なお、照会が可能な期間は輸入申告の日から又は蔵入申請の日から3年間に限るものとする。

[追加：平27第33号]

[一部改正：平28第528号、平30第1692号（項名12の2-3）を変更、令元第1689号、令2第1088号、令3第919号、令7第263号]

（原産品であることの確認を行うことが可能となる期間）

- 12の4-4 前項(1)から(5)までに規定する原産品であることの確認を行うことが可能となる期間は、各経済連携協定における原産品であることの確認の要請又は記録若しくは文書の保管に係る期間の規定及び該当する国内法令の規定に基づき、次の表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる期間である。

なお、EU 協定及び英国協定においては、原産品申告書を作成した輸出者等による記録の保管の期間はその作成の日から少なくとも4年間と規定されているが、輸出者等の作成した原産品申告書により特惠待遇の要求が行われた場合の輸出締約国への情報の提供の要請は、貨物の輸入申告の日又は蔵入申請の日から2年以内であることから、当該期間を超えた期間においては前項(1)及び(5)に規定する原産品であることの確認のみ行う

ことができることに留意する。

経済連携協定	確認が可能となる期間（協定の規定）
シンガポール協定	製品の輸入から3年間（同協定第33条1）
メキシコ協定	原産地証明の発給の日又は作成の日から5年間（同協定第43条1及び2）
マレーシア協定	マレーシア協定原産地証明書の発給の日から5年間（同協定第40条10、第42条(b)）
チリ協定	チリ協定原産地証明書の発給の日から5年間（同協定第44条10、第45条(b)）
タイ協定	タイ協定原産地証明書の発給の日から5年間（同協定第40条10、42条(b)）
インドネシア協定	インドネシア協定原産地証明書の発給の日から5年間（同協定第41条10、第42条(b)）
ブルネイ協定	ブルネイ協定原産地証明書の発給の日から3年間（同協定第37条10、第39条(b)）
アセアン包括協定	アセアン包括協定原産地証明書の発給の日から3年間（同協定附属書4第5規則1及び2）
フィリピン協定	フィリピン協定原産地証明書の発給の日から5年間（同協定第41条10、第42条2）
スイス協定	スイス協定原産地証明の発給の日又は作成の日から3年間（同協定附属書2第23条1から5まで）
ベトナム協定	ベトナム協定原産地証明書の発給の日から3年間（同協定附属書3第5規則1及び2）
インド協定	インド協定原産地証明書の発給の日から5年間（同協定附属書3第5節1及び2）
ペルー協定	ペルー協定原産地証明の発給の日又は作成の日から5年間（同協定第64条1から5まで） 輸入者に対しては輸入許可の日から5年間（関税法第94条第1項、同法施行令第83条第6項）
オーストラリア協定	オーストラリア協定原産地証明書の発給の日又はオーストラリア協定原産品申告書の作成の日から5年間（同協定第3・20条1(a)） 輸入者に対しては輸入許可の日から5年間（関税法第94条第

	1項、同法施行令第83条第6項)
モンゴル協定	モンゴル協定原産地証明書の発給の日から5年間（同協定第3・16条11、第3・17条(b)）
CPTPP	CPTPP 原産品申告書作成の日から5年間（同協定第3・26条1及び2） 輸入者に対しては輸入許可の日から5年間（関税法第94条第1項、同法施行令第83条第6項）
EU 協定	輸入許可の日から5年間。輸出者等の作成した原産品申告書により特惠待遇の要求が行われた場合の輸出締約国への協力要請は、輸入申告の日から又は蔵入申請の日から2年以内（同協定第3・22条2） 輸入者に対しては輸入許可の日から5年間（関税法第94条第1項、同法施行令第83条第6項）
米国協定	輸入者に対して輸入許可の日から5年間（関税法第94条第1項、同法施行令第83条第6項）
英国協定	輸出者等の作成した英国協定原産品申告書により特惠待遇の要求が行われた場合の輸出締約国への情報の提供の要請は、輸入申告の日から又は蔵入申請の日から2年間（同協定第3・22条2） 輸入者に対しては輸入許可の日から5年間（関税法第94条第1項、同法施行令第83条第6項）
RCEP 協定	RCEP 協定原産地証明の発給の日又は作成の日から3年間（同協定第3・27条1） 輸入者に対しては輸入許可の日から5年間（関税法第94条第1項、同法施行令第83条第6項）

[追加：平27第33号]

[一部改正：平28第528号、平30第1692号（項名12の2－4）を変更、令元第1689号、令2第1088号、令3第919号、令7第263号]

（協定相手国の権限ある当局、税関当局又は輸出者等に対し質問し、又は資料の提供を求める場合における回答又は資料提供についての期限）

12の4－5 法第12条の4第2項に規定する回答又は資料の提供をすべき相当の期間とは、次の表の第1欄に掲げる各協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる期間をいう。また、追加情報の提供を求める場合には同表第3欄に掲げる期間とする。

なお、同表第2欄に掲げる期間内（追加情報の要請にあつては、第3欄の期間内）に回答を行わない場合には、後記12の4－9(3)の規定により当該貨物に係る締約国原産地証明

書等を無効なものと認めて、当該経済連携協定に基づく関税の譲許の便益を適用しないこととなるので留意する。

また、メキシコ協定原産地証明に関し、上記12の4-3(2)の方法による確認では、輸出者等が質問書を受領した日から45日の期間内に当該質問書に対する回答を受領し、かつ、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の下での原産品であるか否かを決定するためにより多くの情報を必要とすると認めるときは、追加の質問書により輸出者等に対し、当該質問書を受領した日から45日の期間を与えて、追加の情報を要請するものとする。この場合においても、質問書（追加の質問書を含む。）に対しメキシコ協定の下での原産品であることを決定するための十分な情報を含まない場合には、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の原産品でないと決定し、メキシコ協定に基づく税率を適用しないこととなるので留意する。

経済連携協定	相当の期間（情報提供の期限）	相当の期間（追加情報提供の期限）
メキシコ協定	6か月	3か月
マレーシア協定	3か月	2か月
チリ協定	3か月	2か月
タイ協定	3か月	2か月
インドネシア協定	6か月	4か月
ブルネイ協定	3か月	2か月
アセアン包括協定	3か月	3か月
フィリピン協定	3か月	2か月
スイス協定	10か月	—
ベトナム協定	90日	90日
インド協定	3か月	2か月
ペルー協定	3か月	2か月
オーストラリア協定	45日又は両締約国が合意するその他の期間	—
モンゴル協定	4か月	2か月
CPTPP	少なくとも30日	特惠税率の適用を否認しようとする場合は少なくとも30日間
EU 協定	10か月	—
英国協定	10か月	—

RCEP 協定	30 日以上 90 日以下	—
---------	---------------	---

[追加：平27第33号]

[一部改正：平28第528号、平30第1692号（項名12の2－5）を変更、令元第1689号、令2第1088号、令3第919号、令7第263号]

（輸出者等の事務所等において実地に書類その他の物件を調査する場合における輸出者等又は協定相手国による調査への同意についての回答期限）

12の4－6 法第12条の4第3項に規定する相当の期間とは、次の表の第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げるものをいう。

経済連携協定	相当の期間
オーストラリア協定	30日
CPTPP	30日
RCEP 協定	30日

[追加：平27第33号]

[一部改正：平30第1692号（項名12の2－6）を変更、令3第919号、令7第263号]

（CPTPP 第4章（繊維および繊維製品）に係る調査）

12の4－7 法第12条の4第4項に規定する通知を要しない場合に該当するか否かについては、総括原産地調査官に協議する。また、必要に応じ総括原産地調査官を経由して本省に協議することとする。

[追加：平30第1692号]

[一部改正：令3第919号、令7第263号]

（協定相手国の権限ある当局が輸出者の事務所等において行う検査への我が国税関職員の立会い等の要請についての回答期限）

12の4－8 法第12条の4第5項に規定する相当の期間とは、次の表の第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げるものをいう。

経済連携協定	相当の期間
メキシコ協定	20日
マレーシア協定	30日
チリ協定	30日
タイ協定	30日
インドネシア協定	30日
ブルネイ協定	30日
アセアン包括協定	30日
フィリピン協定	30日
スイス協定	30日

ベトナム協定	30日
インド協定	30日
ペルー協定	30日
モンゴル協定	30日

[追加：平27第33号]

[一部改正：平28第528号、平30第1692号（項名12の2－7）を変更、令3第919号]

（関税の譲許の便益の適用を受けるための要件を満たさない場合等における否認規定）

12の4－9

- (1) 法第12条の4第6項第1号に規定する「当該譲許の便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。

締約国原産地証明書等	関税上の特惠待遇の否認の規定
シンガポール協定原産地証明書	シンガポール協定第30条
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア協定第45条1
チリ協定原産地証明書	チリ協定第49条1
タイ協定原産地証明書	タイ協定第45条
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア協定第45条1
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ協定第42条1
アセアン包括協定原産地証明書	アセアン包括協定附属書4第8規則1
スイス協定原産地証明	スイス協定附属書2第4節第21条4
ベトナム協定原産地証明書	ベトナム協定附属書3第8規則1
インド協定原産地証明書	インド協定附属書3第8規則1
ペルー協定原産地証明	ペルー協定第61条4
オーストラリア協定原産地証明書及びオーストラリア協定原産品申告書	オーストラリア協定第3・23条1(a)
モンゴル協定原産地証明書	モンゴル協定第3・20条1
CPTPP 原産品申告書	CPTPP 第3・28条2(a)、第4・7条1(a)
EU 協定原産品申告書	EU 協定第3・24条1
米国協定原産品申告書	米国協定附属書I第C節第1款10(b)(i)
英国協定原産品申告書	英国協定第3・24条1
RCEP 協定原産地証明	RCEP 協定第3・25条1(a)

- (2) 法第12条の4第6項第2号に規定する「当該貨物を輸入する者が当該譲許の便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき。」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。

締約国原産地証明書等	関税上の特惠待遇の否認の規定
------------	----------------

シンガポール協定原産地証明	シンガポール協定第30条
メキシコ協定原産地証明	メキシコ協定第40条2
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア協定第45条1
チリ協定原産地証明書	チリ協定第49条1
タイ協定原産地証明書	タイ協定第45条1
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア協定第45条1
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ協定第42条1
アセアン包括協定原産地証明書	アセアン包括協定附属書4第8規則1
フィリピン協定原産地証明書	フィリピン協定第45条1
スイス協定原産地証明	スイス協定附属書2第4節第21条4
ベトナム協定原産地証明書	ベトナム協定附属書3第8規則1
インド協定原産地証明書	インド協定附属書3第8節1
ペルー協定原産地証明	ペルー協定第61条4
オーストラリア協定原産地証明書及びオーストラリア協定原産品申告書	オーストラリア協定第3・23条1(b)
モンゴル協定原産地証明書	モンゴル協定第3・20条1
CPTPP 原産品申告書	CPTPP 第3・28条2(e)、第4・7条1(a)
EU 協定原産品申告書	EU 協定第3・24条2
米国協定原産品申告書	米国協定附属書 I 第 C 節第1款10(b)(iii)
英国協定原産品申告書	英国協定第3・24条2
RCEP 協定原産地証明	RCEP 協定第3・25条1(b)

- (3) 法第12条の2第5項第3号に規定する「第一項第二号の質問又は求めを行った場合において、当該質問又は求めを受けた者が、第二項の規定により定めた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。

締約国原産地証明書等	関税上の特惠待遇の否認の規定
メキシコ協定原産地証明	メキシコ協定第44条3及び8
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア協定第45条3(a)及び(c)
チリ協定原産地証明書	チリ協定第49条3(a)及び(c)
タイ協定原産地証明書	タイ協定第45条3(a)及び(c)
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア協定第45条3(a)及び(c)
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ協定第42条3(a)及び(c)
アセアン包括協定原産地証明書	アセアン包括協定附属書4第8規則2(a)及

	び(c)
フィリピン協定原産地証明書	フィリピン協定第45条3(a)及び(c)
スイス協定原産地証明	スイス協定附属書2第5節第25条7
ベトナム協定原産地証明書	ベトナム協定附属書3第8規則2(a)及び(c)
インド協定原産地証明書	インド協定附属書3第8節2(a)及び(c)
ペルー協定原産地証明	ペルー協定第66条7(b)
オーストラリア協定原産地証明書及び オーストラリア協定原産品申告書	オーストラリア協定第3・23条1(b)、(c)及 び(d)
モンゴル協定原産地証明書	モンゴル協定第3・20条3(a)及び(c)
CPTPP 原産品申告書	CPTPP 第3・28条2(b)及び(c)、第4・7条1 (a)及び(b)、附属書3-A10
EU 協定原産品申告書	EU 協定第3・24条1 1 (c)及び(d)
英国協定原産品申告書	英国協定第3・24条1 1 (c)及び(d)
RCEP 協定原産地証明	RCEP 協定第3・25条3(a)及び(b)

- (4) 法第12条の4第6項第4号に規定する協定相手国又は輸出者若しくは生産者に対し、検査への同意を求めた場合において、当該協定締約国又は輸出者等が検査を拒んだとき又は定めた期間内に回答をしないときは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。

締約国原産地証明書等	関税上の特惠待遇の否認の規定
オーストラリア協定原産地証明書及び オーストラリア協定原産品申告書	オーストラリア協定第3・23条1(c)
CPTPP 原産品申告書	CPTPP 第3・28条2(d)、第4・7条1(c)、附属 書3-A10
RCEP 協定原産地証明	RCEP 協定第3・25条3(b)及び(c)

- (5) 法第12条の4第6項第5号に規定する協定相手国の権限ある当局が輸出者等の事務所等において行う検査への我が国税関職員の立会い等々の協定相手国の権限ある当局に対する要請について、定めた期間内に回答しないとき、当該求めに係る資料の提供をしないとき又は当該求めに対し提供した資料が十分でないときは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。

締約国原産地証明書等	関税上の特惠待遇の否認の規定
メキシコ協定原産地証明書	メキシコ協定第44条14
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア協定第45条3(b)
チリ協定原産地証明書	チリ協定第49条3(b)
タイ協定原産地証明書	タイ協定第45条3(b)

インドネシア協定原産地証明書	インドネシア協定第45条3(b)
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ協定第42条3(b)
アセアン包括協定原産地証明書	アセアン包括協定附属書4第8規則2(b)
フィリピン協定原産地証明書	フィリピン協定第45条3(b)
スイス協定原産地証明	スイス協定附属書2第5節第25条8
ベトナム協定原産地証明書	ベトナム協定附属書3第8規則2(b)
インド協定原産地証明書	インド協定附属書3第8節
ペルー協定原産地証明	ペルー協定第66条7(b)
オーストラリア協定原産地証明書及び オーストラリア協定原産品申告書	オーストラリア協定第3・23条1(c)及び (d)
モンゴル協定原産地証明書	モンゴル協定第3・20条3
CPTPP 原産品申告書	CPTPP 第3・28条2(b)及び(d) 、第4・7条1 (c)
RCEP 協定原産地証明	RCEP 協定第3・25条3(b)及び(c)

- (6) 法第12条の4第6項第6号に規定するその他経済連携協定に定める事項に該当するときとは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。

締約国原産地証明書等	関税上の特惠待遇の否認の規定
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア協定第45条2
チリ協定原産地証明書	チリ協定第49条2
タイ協定原産地証明書	タイ協定第45条2
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア協定第45条2
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ協定第42条2
フィリピン協定原産地証明書	フィリピン協定第45条2
ペルー協定原産地証明	ペルー協定第66条7(a)
オーストラリア協定原産地証明書及び オーストラリア協定原産品申告書	オーストラリア協定第3・23条1(b)、(d)及 び(e)
モンゴル協定原産地証明書	モンゴル協定第3・20条2
CPTPP 原産品申告書	CPTPP 第3・28条2(b)、(c)及び(e) 、第4・7 条1(a)及び(b)
EU 協定原産品申告書	EU 協定第3・24条1(a)及び(b)、第3・24条3
米国協定原産品申告書	米国協定附属書 I 第 C 節第1款10(b)(ii)
英国協定原産品申告書	英国協定第3・24条1(a)及び(b)、第3・24条3
RCEP 協定原産地証明	RCEP 協定第3・25条3(a)

- (7) 上記(1)から(6)までの特惠待遇の否認に係る規定は、前記12の4-2に規定する輸入さ

れた貨物のほか、輸入される貨物についても適用されるので留意する。

[追加：平27第33号]

[一部改正：平28第528号、平30第1692号（項名12の2－8）を変更、令元第1689号、令2第1088号、令3第500号、令3第919号、令7第263号]

（原産品についての確認の相手方となった者）

12の4－10 法第12条の2第6項に規定する確認の相手方となった者とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。

締約国原産地証明書等	相手方の規定
メキシコ協定原産地証明書	メキシコ協定第44条22
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア協定第45条4
チリ協定原産地証明書	チリ協定第49条4
タイ協定原産地証明書	タイ協定第45条4
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア協定第45条4
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ協定第42条4
アセアン包括協定原産地証明書	アセアン包括協定附属書4第8規則3
フィリピン協定原産地証明書	フィリピン協定第45条4
ベトナム協定原産地証明書	ベトナム協定附属書3第8規則3
インド協定原産地証明書	インド協定附属書3第8節3
ペルー協定原産地証明書	ペルー協定第66条7(a)
オーストラリア協定原産地証明書及びオーストラリア原産品申告書	オーストラリア協定第3・23条1(b)、(d)及び(e)
モンゴル協定原産地証明書	モンゴル協定第3・20条2
CPTPP 原産品申告書	CPTPP 第3・28条2(b)、(c)及び(e)、第4・7条1(a)及び(b)
EU 原産品申告書	EU 協定第3・24条1(a)及び(b)、第3・24条3
米国協定原産品申告書	米国協定附属書I第C節第1款10(b)(ii)
英国原産品申告書	英国協定第3・24条1(a)及び(b)、第3・24条3
RCEP 協定原産地証明	RCEP 協定第3・25条5

[追加：平27第33号]

[一部改正：平28第528号、平30第1692号（項名12の2－9）を変更、令2第1088号、令3第919号、令7第263号]

第17節 沖縄県から出域する旅客の携帯品に係る関税の免除

（承認小売業者の承認申請手続き等）

14－1 法第14条に規定する小売業者（以下この節において「小売業者」という。）の承認

は、次により行う。

- (1) 小売業者の承認に関する事務は、法第14条第1項の旅客が輸入する物品（以下この節において「特定販売物品」という。）の小売販売場の所在地を管轄する税関官署の保税地域の監督を担当する部門において行う。
- (2) 令第39条第1項の規定による小売業者の承認申請は、「小売業者承認申請書」（P—9600）2通（原本、承認書用）を提出させることにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通（承認書用）に承認印を押なつて申請者に交付する。
- (3) 令第39条第2項に規定する小売業者の承認の内容に変更があった時の手続は、「小売業者承認申請書」を適宜訂正した「小売業者承認内容変更届」2通（原本、小売業者控）に上記(2)により交付を受けた小売業者の承認書を添付して提出させることにより行わせ、税関においてこれを受理したときは、小売業者の承認書を訂正の上、当該承認内容変更届（小売業者控）に受理印を押なつて届出者に交付するものとする。

[追加：平13第265号]

[一部改正：平14第253号、平19第420号（項番号10の4—1を変更）、平19第893号、平24第321号]

（特定販売物品の輸入申告手続）

14—2 法第14条第1項の規定に基づき特定販売物品を輸入する場合の申告は、次による。

- (1) 小売業者から特定販売物品を購入する場合における輸入申告は、「輸入（納税）申告書（関税（消費税及び特別消費税兼用）納期限延長（個別）承認申請書兼用）」（税関様式 P—9610、以下この節において「輸入申告書」という。）2通（原本、許可用）を提出させることにより行わせるものとし、うち1通に受理印を押印し輸入許可書として交付するものとする。
- (2) 申告価格は、定率法基本通達4の6—2(3)に準じて算出して差し支えないものとする。
この場合において、「海外小売価格」とあるのは「購入価格」と読み替えるものとする。

[追加：平13第265号]

[一部改正：平14第253号、平19第420号（項番号10の4—2を変更）]

（関税の免除が適用される金額の上限の確認）

14—3 令第40条に規定する関税の免除が適用される金額の上限の確認は、小売業者が、その販売の都度、特定旅客から搭乗券若しくは乗船券又はこれに準ずる搭乗若しくは乗船の予約を証するもののほか令第41条第2項の書類の提示を受け、これらの記載内容により行うものとする。ただし、税関長が、小売業者の数及び当該確認を行う体制の整備状況等から適当と認める場合には、この限りでない。

[追加：平13第265号]

[一部改正：平17第424号、平18第395号、平19第420号（項番号10の4—3を変更）、平24第321号]

(搭乗券の提示及び特定旅客の出域の確認)

14—4 搭乗券の提示及び出域した旅客の確認は、次による。

- (1) 通関業者が代理して行う輸入申告の場合は、令第41条第3項に規定する搭乗券の提示を省略させて差し支えないものとする。
- (2) 必要に応じ、航空会社の旅客氏名表等により特定旅客が出域したことを確認するものとする。

[追加：平13第265号]

[一部改正：平19第420号（項番号10の4—4を変更、平24第321号）]

(承認の取消しの通知)

14—5 令第43条に規定する書面には、関税法基本通達89—5の(3)による「不服申立て等について」(C—7009)を添付するものとする。

[追加：平17第424号]

[一部改正：平18第395号、平19第420号（項番号10の4—5を変更）、平24第321号、平28第270号]